

神奈川県町村会からの「平成20年度県の施策・
予算に関する要望」に対する措置状況

神 奈 川 県

目 次

I 重点要望

1 地方分権の推進	1
2 廃棄物処理対策の推進	3
3 森林等水源環境の保全	5
4 福祉・医療施策の充実	7
5 医療保険制度改革の推進	8
6 都市基盤等の整備促進	10
7 地震防災対策の充実強化	14
8 防犯対策の強化	16

II 共通要望

1 町村財政基盤の整備	18
2 地域情報化施策の推進	24
3 自然環境の保全及び農林業振興対策の推進	27
4 福祉施策の充実	30
5 保健医療・衛生対策の充実	36
6 都市基盤整備の推進	39
7 教育振興対策の推進	41

III 地域要望

1 三浦半島地域	46
2 湘南地域	46
3 足柄上地域	49
4 足柄下地域	56
5 厚木・愛甲地域	60
6 水源地域	61

I 重点要望

1 地方分権の推進

(要望事項)

国は第二期地方分権改革をスタートさせ、今後3年間で必要な制度上または財政上の措置等を定めた地方分権推進計画を策定することとしています。

これまでの「三位一体の改革」は国の財政再建が優先され、地方の自由度・裁量度を高めるという本来の趣旨から離れ、結果的にいわゆる地方間格差を助長し、その問題を顕在化させることになる不十分な内容であったと言わざるを得ません。

そうした中で、県内町村は厳しい財政状況の下で、住民ニーズに沿った地域づくりに懸命に取り組んでいるところであるが、町村が地域の実情に合わせ、自らの創意工夫と責任で政策を決定し、実行できる分権の仕組みづくりが何よりも重要であります。

よって、県は、地方自治体が責任を持って自立した行政運営ができるよう、次の事項の実現を国に強く働きかけることを要望します。

(1) 第二期地方分権改革の推進

「地方にできることは地方が担い責任を持つ」という原則のもとに、国と地方の役割分担、国との地方への関与等について、地方と十分に協議するとともに、担うべき地方の事務とその責任に見合った権限と税源の一層の移譲を実現すること。

<措置状況>（企画部）

地方分権改革の推進について、県では、平成19年5月、「平成20年度国の施策・制度・予算に関する提案・要望」の重点事項の一つに「地方分権改革の着実な推進」を位置付け、

- ・ 地方分権改革推進法の下での改革に当たっては、地方と十分な協議を行い、地方の意見を反映したものとして着実に推進すること
- ・ 「(仮称) 地方行財政会議」を法により設置するなど、国の方にかかわる制度の創設等への地方自治体の参画を確保すること
- ・ 権限移譲の推進や、国の関与・規制の廃止・縮減等を大幅に進め、国と地方の役割分担を適正化すること
- ・ 国と地方の適正な役割分担に応じ、地方が事務・事業を自主的・自立的に執行できるよう、地方税財源の充実強化の観点から国と地方の税源配分を確実に見直すこと

などを国へ要望したところであります。

また、同年7月には、地方自治体をとりまく環境の変化等を踏まえて、「地域主権実現のための基本方針」を策定いたしました。

今後とも、地域主権の実現に向けて、この基本方針に基づき、地方のことは地方が自主的・自立的に決定できるようにするため、国からの権限の移譲や関与等の廃止・縮減、税財源の移譲等を、引き続き地方六団体等とも連携しながら、さまざまな機会を通じて、国に強く働きかけてまいります。

(要望事項)

(2) 道州制をめぐる議論の進展

道州制をめぐる議論の本格化に伴い、道州と市町村との関係や、都道府県からの事務・権限の移譲に伴う市町村の行政執行体制や、道州と市町村という二層構造における市町村の規模をどのようなものとして考えるべきかという課題について、とりわけ町村に大きな影響を及ぼす問題であるので、町村会との議論を十分ふまえること。

<措置状況>（企画部）

道州制について、県では、「地域主権実現のための基本方針」の取組み施策の一つに「真の地方分権改革のための道州制をめざした取組み」を位置付けており、道州制の検討に際しては、地方の意見を反映させて、真の地方分権改革に資するものとなるよう、他の自治体とも連携しつつ、国に働きかけてまいります。

(要望事項)

(3) 地方税財源の充実・強化

地方の歳出規模と地方税収入の大幅な乖離縮小のために国税と地方税の税源配分を5：5とするごとを目途に、税源移譲の効果が十分に町村に及ぶよう、町村の実情を考慮した分割基準等の見直しを検討すること。

特に、地方交付税による一般財源化された財源措置では、不交付団体は行政需要があるにもかかわらず、実質的な減額措置となることから、確実かつ十分な税源移譲を行うこと。

また、国庫補助負担金等については、地方に負担を転嫁する单なる補助率の引下げや、各種の国庫補助基準が示す単価差等は地方の超過負担であり、大きな財政負担となっているので見直すこと。

<措置状況>（企画部）

「三位一体の改革」により、所得税から住民税への税源移譲が実施されましたが、地方分権を推進するに当たり、さらなる税源移譲が必要であり、その税源移譲は、町村の実情に応じた適正な配分によるものでなければならないと認識しております。

税源移譲を伴わない地方交付税措置のみによる一般財源化による財源措置は、不交付団体にあっては、歳入減につながり、財政運営に影響を及ぼすものと考えております。また、国庫補助負担金の地方超過負担についても、一部改善されているものの、いまだ不十分なものも残っていると認識しております。

したがって、地方税財源の充実が、その適正な配分を含め早急に実現されるよう、全国知事会など地方六団体とも連携して、積極的に国に要望してまいります。

(要望事項)

(4) 地方交付税改革の推進

地方交付税改革に当たっては、「地方共有税」に名称を変更するとともに、法定率の引上げ、特別会計への直入、特例加算の廃止及び特別会計借り入れの廃止を実施すること。

特別交付税の対象経費の重点化により交付税額が減額されているが、交付・不交付にかかわらず財政需要が生ずるものであるため財源保障措置を講じること。

また、過去の国の政策による減税補てん債、臨時財政対策債等赤字地方債の元利償還金については、自治体の財源確保努力の成果によって不交付団体になった場合でも、特別交付税等についての十分な対策を講じること。

<措置状況>（企画部）

地方交付税については、地方交付税の所要額の確保とともに、地方税財源の充実がなされるよう、全国知事会など地方六団体とも連携して、積極的に国に働きかけてまいります。

また、平成18年度の特別交付税算定において、不交付団体に対する特別交付税の重点化措置が講じられましたが、その算定方法について改善すべき意見がある場合には、地方交付税法第17条の4に基づく意見申出制度等を活用し、市町村の要望を取りまとめていく中で、国に伝えてまいりたいと考えております。

さらに、現行の減税補てん債、臨時財政対策債等の償還に係る特別の財源補てん措置については、必ずしも十分な対策となっていないことから、県においても不交付団体を含め、十分な措置となるよう、国へ引き続き働きかけてまいります。

(要望事項)

(5) 地方分権改革に伴う人材の確保

今後、地方分権改革の進展に伴い、基礎自治体への権限移譲が一層推進されるので、それに対応できる人材の確保やそのための財源措置について十分な配慮を行うこと。

<措置状況>（企画部）

市町村が今後の地方分権時代を担うにあたっては、専門職員による質の高い行政サービスを安定的に提供できる専門性のほかに、住民が求める行政サービスを主体的・完結的に提供できる権限と財源を備えていることなどが必要であると認識しております。

こうした市町村像の実現に向けて、合併という手法が有効であるという認識を、合併推進構想でもお示ししているところでありますので、そうした選択肢も視野に入れながらご検討いただきたいと考えており、県としてもその取組みを支援してまいります。

2 廃棄物処理対策の推進

(要望事項)

安全で快適な生活環境を確保するためには、循環型社会を推進する総合的な政策が必要であり、このことは地域住民にとっても大きな関心事となっています。

町村が総合的かつ計画的な廃棄物処理対策及び環境保全対策を推進することができるよう、次の事項について国の積極的な対応を働きかけるとともに、県においても一層の取組みを強化するよう要望します。

(1) 循環型社会形成の一層の推進

廃棄物の発生を抑制するとともに、そのリサイクルを推進し、環境と共生する持続可能な循環型社会を形成するため、廃棄物・リサイクルの法体系を整備・拡充し、排出者責任や拡大生産者責任の原則をより一層強化するよう国へ働きかけること。

特に、国・製造業者の責任を強化して不法投棄対策に万全を期するとともに、製造業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組むよう強力な指導を働きかけること。

<措置状況>（環境農政部）

県では「平成20年度国の施策・制度・予算に関する提案・要望」において、循環型社会に向けて、排出者責任、拡大生産者責任の充実を図る方向で廃棄物、リサイクルの法体系の整備を行うよう国に要望しております。

また、不適正処理が行われた場合の排出事業者責任の強化に加えて、再資源化しやすい製品設計や技術開発の関係業界への指導などについて、あわせて要望しております。

(要望事項)

(2) リサイクル各法の円滑な推進

リサイクル各法については、その適正な運用が図られるよう事業者や県民への指導、啓発・普及を強化し、充実すること。

特に、家電リサイクル法については、その対象機器を拡大するとともに、事業者の引取が円滑に行われるよう業界を指導することを国に働きかけること。

また、不法投棄防止のための監視体制整備やリサイクルに係る費用を販売価格に含める方式に改めるとともに、不法投棄された機器の回収は事業者の責任で行うこととし、市町村が回収した場合はその費用を事業者の負担とするなどの措置を講ずるよう国へ働きかけること。さらに、容器包装リサイクル法の見直しに当たっては、発生抑制策の実施及び分別収集、選別保管に係る費用負担を事業者の責任として法律に明記するよう国へ働きかけること。

<措置状況> (環境農政部)

リサイクル各法については、「平成20年度国の施策・制度・予算に関する提案・要望」の中で、適正な運用が図られるよう、国民・事業者への啓発・普及を充実・強化するよう要望しております。県としても、県のたよりやホームページなどを活用した啓発・普及を引き続き行ってまいります。

また、家電リサイクル法に係る課題については、「平成20年度国の施策・制度・予算に関する提案・要望」の中で、購入時に再商品化料金を支払う方式に改めること、対象機器の拡大、指定引取場所の拡充、不法投棄された対象機器の再商品化料金を事業者の負担とすることなどを国に要望しております。

さらに、容器包装リサイクル法については、市町村の負担となっている分別収集等に係る費用について「平成20年度国の施策・制度・予算に関する提案・要望」の中で、拡大生産者責任の原則を基本として、市町村の分別収集の取組みを促進するよう事業者が市町村に資金を拠出する運用を図ることや、事業者による回収ルートの確立などを要望しております。

(要望事項)

(3) 廃棄物処理施設整備への財政措置の拡充

一般廃棄物処理の広域化に伴う施設の廃止又は改造に際しては、国庫補助金の返還の免除や地方債繰上償還の猶予などの特別措置を講じるよう国へ働きかけること。

また、国庫補助金の廃止に伴い創設された循環型社会形成推進交付金については、その交付対象を拡大するとともに、市町村の事業量に対応した予算額を確保するよう、併せて要望すること。

また、ごみ処理広域化を進めるにあたり、国の支援措置の対象外となる施設等の移築や新設等に対しても、財政措置を講じること。

<措置状況> (環境農政部)

ごみ処理の広域化に伴う施設の廃止に際し、国庫補助金の返還の免除や地方債繰上償還の猶予などの特別措置を図ることや、廃棄物処理施設と一体不可分である用地・建物等についても交付対象に加えるなど、交付金の対象を拡充するとともに、市町村の事業量に対応して必要な予算額

の確保を図るよう、これまで国に働きかけを行っているところであり、「平成20年度国の施策・制度・予算に関する提案・要望」の中で要望しているところあります。また、県独自で財政支援を講じることは検討しておりません。

(要望事項)

(4) 不法投棄物撤去等に対する助成の強化

県民の水がめであるダム湖周辺や河川区域内、道路等への不法投棄が数多く発生しており、町村はその撤去や清掃に大きな事業費負担を負っているのが現状である。県ではパトロールの実施、看板等の設置等の対策を実施しており、補助制度も創設されているが、町村にとって事業費に対する補助金額が十分でないことから、現行の補助率を見直し、その増額を図ること。

また、不法投棄者の発見、摘発のための警察の取締りを強化するとともに、河川や道路の管理者による不法投棄防止用のフェンス設置を推進すること。

<措置状況> (環境農政部・県土整備部・警察本部)

「不法投棄・散乱ごみ総合対策推進事業市町村補助金」については、平成15年度から、不法投棄物の撤去に重点的に補助金を充当することとしたところであり、厳しい財政環境下にありますが、引き続き、市町村による原状回復事業の支援を図ってまいります。

また、警察においては所管課と連携し、パトロールによる不法投棄者の発見活動を強化しているほか、不法投棄事犯に対しては、迅速、的確な事件化を図るなど、同事犯の摘発を強化しております。平成19年中においては、258件291人を検挙しております。

さらに、道路の管理者においては、日常パトロールを通じて不法投棄廃棄物の発見に努めるとともに、必要に応じて不法投棄防止のための柵等の設置もあわせて行っており、また、河川区域のごみの不法投棄については、県でもパトロールの実施や防止看板・柵の設置等による未然防止対策と、散乱ごみの撤去等による原状回復対策を、地元の協力を得ながら進めております。

3 森林等水源環境の保全

(要望事項)

森林は、水源涵養機能や防災機能のみならず、美しい景観の形成、レクリエーションの場の提供等さまざまな機能を有しており、今、その多面的、公益的機能が注目されています。

森林地域の町村は、森林の持つこれらの機能を持続的に発揮させるため種々の取組みを行ってきましたが、成果は十分ではなく、その抜本的な対策を迫られています。

未来に向けて、県民の貴重な財産である森林等豊かな自然を守り育していくため、国の措置を強く働きかけるとともに、県の取組の一層の充実を要望します。

(1) 森林保全整備のための国民的支援策の構築

森林の持つ多面的、公益的な機能を持続させるとともに、森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図るため、水や二酸化炭素排出源等を課税客体とする新たな税財源として全国森林環境・水源税や環境税を創設・導入するなど、国民的支援の仕組みの構築を国へ働きかけること。

<措置状況> (環境農政部)

現在、農林水産省では、環境省と連携して環境税の創設を検討しております。これの使途として、省エネ家電、住宅・建築物の省エネ設備や低燃費自動車に係る買い換え促進のための減税等とともに、森林吸収源対策に充てることとしており、ご要望の森林保全整備のための国民的支援

策の構築に資することとなりますので、その動向を見守ってまいりたいと考えます。

(要望事項)

(2) 森林整備対策の拡充

「市町村森林整備計画」を円滑に推進するため、町村が実施する事務事業に対して十分な財政措置を講じるよう国へ働きかけること。

また、地域の実情に即した土地利用の調整を図るため、保安林の指定、解除の権限は市町村に移譲すること。

<措置状況> (環境農政部)

森林の整備に係る財政措置については、全国知事会等の場において国へ要望してまいります。

また、保安林の指定、解除の権限については、森林法の規定によるもので、権限の移譲は困難であります。

(要望事項)

(3) 水源環境保全・再生市町村特別交付金の配分等

水源環境保全のための施策推進に当たっては、既存の補助制度の堅持・拡充を図ること。

また、水源環境保全・再生市町村交付金にあっては、公有林、私有林ともに事業対象とし、事業費全額を交付金の対象とするとともに、水源地域及び河川の上流域に位置する町村の意向を十分反映し、当該地域へ重点的に配分すること。

<措置状況> (企画部)

水源環境保全・再生市町村交付金は、「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」に基づく市町村が主体的に実施する「地域水源林整備の支援」等、県5か年計画に沿って策定された市町村5か年事業計画に位置付けた事業について、一部対象外となる経費を除いて、その事業費全額を交付金の対象としております。

また、交付金の算定は、森林面積等の客観的指標の一定の率を乗じて交付する方式ではなく実際に要する事業費を基に、年度ごとに算出して交付する方式を採用しております。

なお、交付金の配分に当たっては、各市町村の意向を十分に踏まえ、必要な支援に努めてまいります。

(要望事項)

(4) 水源林管理道の作業路開設に伴う補助制度の見直し

適切な森林管理を推進する上で、県が実施する協力協約推進事業における水源林管理道の作業路開設について、急峻な山地状況、作業路の耐久性等を考慮した現地の整備事情に見合う補助制度とすること

<措置状況> (環境農政部)

作業路の整備については、協力協約締結地の木材搬出、森林整備に伴う資機材の搬出入等に利用される一時的施設として位置付け整備を実施しているところですが、補助の対象が幅広く、作り方もさまざまであることから、公平性や簡略化を図るために、全県統一した標準単価により補助を行っています。

作業道の整備については、協力協約締結地の森林整備、材の搬出を進める基幹的な道として位置付け、市町村にその役割を担っていただいており、経費については、基準の範囲内で、実行経

費に対する補助が可能となっており、積極的な検討をお願いしたいと考えております。

(要望事項)

(5) 自然歩道等の環境整備の促進

近年の健康志向の高まりの中で、高齢者をはじめとするハイカーの多数が豊かな自然環境を求めて森林とふれあっているが、幅広い年齢層に対応できる安全で快適な自然歩道等について早急な整備を進めること。

<措置状況> (環境農政部)

自然公園歩道や東海自然歩道は、利用者の安全と利便の確保及び自然環境保全の両面から検討し、優先度の高いものから整備を進めております。家族連れに人気が高いなどといった利用形態の条件や斜面が不安定で崩れやすいなどといった立地条件等を総合的に判断して施設整備内容を決定しており、今後も計画的な管理、整備に努めてまいりたいと考えます。

4 福祉・医療施策の充実

(要望事項)

少子高齢化社会の急速な進展に伴い、福祉・医療サービスの需要はますます増大し、かつ、多様化しています。

住民の誰もが安心して暮らせる地域社会を構築するため、次の事項について国に積極的な措置を講じるよう働きかけることを要望します。

(1) 介護保険制度の充実

介護保険料については、保険者の責に帰さない事由により高額な保険料となる場合については、実態に即した適切な措置を講じるとともに、介護保険料の上乗せ賦課に伴う、国民健康保険料(税)の収納率低下により生じる歳入欠陥については、適切な措置を講じること。

さらに、地域包括支援センターが行う介護予防支援業務については、報酬額を実態の業務の実態に見合う額に見直すとともに、専門職員配置等の人的支援を行うなど、地域の実情を考慮した制度とすること。

<措置状況> (保健福祉部)

介護保険料については、被保険者の所得の状況に応じ、適正に賦課されるものと考えております。

また、地域包括支援センターが行う介護予防支援業務については、報酬額を業務に見合う額とすることなど、地域の実情を考慮した制度とするよう、国に要望しているところであります。

介護保険料を国民健康保険料(税)と併せて徴収することによる国民健康保険料(税)の収納率低下等に伴う国民健康保険への財政支援については、引き続き、13大都道府県国民健康保険主管課長会を通じて国に要望してまいります。

(要望事項)

(2) 少子化対策の充実

少子化に対応するため、子育てにおける親の経済的負担を軽減し、出産後の雇用の確保や保育環境の充実など、安心して出産、子育てができる環境の整備を図ること。

特に、乳幼児医療助成制度は現在町村の負担によって維持されているが、国の制度として創設

すること。

<措置状況>（保健福祉部）

安心して家庭を築き、出産・育児が出来る経済基盤づくりの支援を国の責任で実施すること、特に、子育て家庭の医療費負担を軽減する小児医療費助成制度の創設を国に対して要望しております。

（要望事項）

(3) 障害者福祉施策の充実

重度障害児者の生活の安定と福祉の向上を図るため、国の制度として重度障害児者医療費助成制度を創設すること。

また、障害者自立支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業の経費については、町村に超過負担が生じないよう、地域の実情に応じた十分な財政措置を講じること。

<措置状況>（保健福祉部）

国の制度として重度障害児者医療費助成制度を創設については、既に全国的に実施されている制度であることから、全国主要都道府県民生主管部（局）長連絡協議会等を通じて国に対し要望をしているところであります。

自立支援給付については、義務的経費として、国と県及び市町村が負担するものであり、地域生活支援事業は、介護給付等の自立支援給付のように全国統一の基準によらず、地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟に実施する事業であることから、障害者自立支援法に基づいて、その経費が国庫負担金ではなく、国庫補助金の対象となっております。

しかし、今後の障害者総数やサービスニーズの伸びも想定されますので、事業実施に当たり確実に財源が確保されるよう、地域生活支援事業に係る十分な予算措置については、国に要望してまいります。

（要望事項）

(4) 地域保健医療対策の充実

産科、小児科など、特定の診療科の医師を中心に、病院に勤務する医師の数が減少していることから、国において医師の就業環境改善のための措置を図るなど、抜本的な医師確保対策を講じ、地域における診療機関が継続できることにする。

<措置状況>（保健福祉部）

産科、小児科など特定診療科における医師の確保については、医師の需給や教育等を所管する国の責任において、医師の就業環境を改善するための措置など抜本的な対策を講ずるよう、最重点項目に位置付けて国に対し要望しているところであります。

5 医療保険制度改革の推進

（要望事項）

市町村国保は、高齢者、低所得者の増大や医療費の増嵩により給付と負担の均衡を欠き、保険料（税）も高額化してこれ以上の引上げや一般会計からの繰入れは困難となるなど、その財政運営はもはや限界に達しています。

このため、保険者の財政的安定を確保するとともに、保険料負担等の格差を是正するため、早

期に医療保険制度を一本化するなど、医療保険制度の抜本的な改革を早期に実現するよう国に強く働きかけるとともに、県による一層の支援強化を要望します。

(1) 医療保険制度の一本化

給付の平等と負担の公平を図り、安定的で持続可能な医療保険制度を構築するため、国を保険者として、すべての国民を対象とする医療保険制度への一本化を早期に実現すること。

特に、市町村単位で運営している国民健康保険については、都道府県単位を軸とした再編、統合の早期実現を図ること。

<措置状況> (保健福祉部)

医療保険制度の一本化については、平成17年12月1日に政府・与党医療改革協議会が決定した「医療制度改革大綱」等で明記されており、引き続き、一本化に向けた具体的な道筋を早急に明らかにするよう全国知事会等を通じて国に要望してまいります。

(要望事項)

(2) 市町村国保財政基盤の強化

今後の医療保険制度改革の具体的な推進にあたっては、市町村の意見を十分に尊重するとともに、医療保険制度の一本化が実現されるまでの間、市町村国保の財政状況を改善し、その基盤を強化するため、国庫負担による財政支援措置を拡充すること。

<措置状況> (保健福祉部)

国民健康保険事業に対する財政支援については、平成17年12月の総務・財務・厚生労働3大臣合意により、高額医療費共同事業等の継続が決定されたところですが、引き続き、国民皆保険制度の根幹となる国民健康保険制度が維持・継続できるよう、必要な財源措置を国に要望してまいります。

(要望事項)

(3) 老人保健医療事業における国庫負担金の交付方法の見直し

老人保健医療事業の財源については、支払基金交付金、国庫負担金が大部分を占めているが、安定した老人保健医療事業の推進を図るため、支払基金交付金、国庫負担金ともに概算交付方法を見直し、支払時期に必要な額が交付されるよう、さらに強く国へ働きかけること。

<措置状況> (保健福祉部)

平成16年度から国庫負担金の精算時期が年度末から3月ほど早まったところですが、安定した老人保健医療事業の推進を図るため、必要な額が支払い時期に交付されるよう、老人医療費適正化推進費補助金に係る国とのヒアリング（平成19年7月実施）の際に要望したところであります。

(要望事項)

(4) 後期高齢者医療広域連合への支援

後期高齢者医療制度については、安定的な運営を確保するため、国及び都道府県の責任を明確にすること。

また、国及び県は、広域連合の設立後の運営に十分な支援を行うとともに、電算処理システム等にかかる必要経費も含め財政リスクの軽減に万全を期すること。

<措置状況> (保健福祉部)

後期高齢者医療制度における国及び都道府県の責任については、高齢者の医療の確保に関する

法律と政省令の公布により、明らかになったものと認識しております。

また、県は、後期高齢者医療制度の安定的な運用に向けて、財政措置や条例の整備等、法に規定された県の役割を果たすとともに、広域連合の運営や電算処理システム等に係る必要な経費への支援等財政リスクの軽減については、今後も機会を捉えて国に要望してまいります。

(要望事項)

(5) 市町村国保が行う特定健康診査・特定保健指導への支援

各医療保険者が、特定健康診査及び特定保健指導を実施し、その受診率等により国保への交付金額の調整措置が行われているが、特定保健指導については、実施費用についての支援がなく、市町村国保財政を圧迫しているので、財政的支援措置を講じること。

<措置状況> (保健福祉部)

特定健康診査及び特定保健指導に係る市町村国民健康保険に対する公費助成については、改正国民健康保険法等の規定に基づき対応してまいります。

6 都市基盤等の整備促進

(要望事項)

住民が真に豊かさを実感できる住みやすい地域社会をつくるため、町村は、厳しい財政状況の中、都市基盤や生活環境の整備に努めていますが、その実現には大きな困難が伴っており、都市部との格差は拡大しています。

このため、県は、こうした町村の取組を支援するため、次の事項の実現を国に働きかけるとともに、県においても積極的な措置を講じるよう要望します。

(1) 下水道の整備促進

ア 整備の遅れている町村の下水道整備を促進するため、補助率の大幅な引上げを図るとともに、管渠整備に係る弾力条項の枠の拡大や処理場の建物、設備機器等の整備に係る耐用年数を縮減し、補助対象事業の拡大を図るなど、国庫補助制度を拡充強化すること。

また、単独公共下水道と流域下水道との終末処理場財源における処理場施設に対する国庫補助率の格差や終末処理場財源及び管渠費財源（流域幹線）に対する国庫補助裏負担部分についての格差を是正すること。

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の点については、引き続き国に働きかけてまいります。

(要望事項)

イ 下水道事業費については、財源の多くを地方債に求めているが、償還金が年々増加の傾向にあり、本来の整備に充てるべき事業費の確保が困難な状況にあるので、現行の地方交付税の算入方法の改善等、地方交付税制度の改善充実を含めた、新たな財政措置を講じること。

<措置状況> (企画部)

下水道事業に係る地方財政措置は、公営企業としての性格、汚水と雨水の流入割合等を総合的に勘案したうえで措置されているものですが、地方交付税の算定方法については、改善すべき意見がある場合には、地方交付税法第17条の4に基づく意見申出制度等を活用し、市町村の要望をとりまとめていく中で、国に伝えていきたいと考えております。

(要望事項)

ウ 公営企業債の償還期間においては、下水道施設の耐用年数を加味した期間に延伸し、また、借換債制度については、現在の景気動向を反映させた条件に緩和すること。

また、起債の借換の基準となっている現行の資本費や使用料単価の緩和及び借換利率の引下げ等、措置内容の拡充について、引き続き国などの関係機関に働きかけること。

<措置状況>（企画部）

下水道事業については、下水道施設の耐用年数を考慮し、他の事業と比較しても長期の償還期間が設定されておりますが、下水道施設によっては耐用年数よりも償還期間が短いものも見受けられますので、制度改善が必要なものについては、機会をとらえて国に働きかけてまいります。

また、下水道事業のうち、資本費が全国平均を著しく上回っている事業は、公営企業借換債の対象となっております。

公営企業借換債（臨時特例措置分）については、平成18年度は利率7.3%以上が対象となっていましたが、平成19年度は利率7.0%以上とされ、対象要件が緩和されているところであります。

政府資金等の公的資金に係る地方債の繰上償還及び借換えについては、一定の要件を満たす団体に対して借換えや特別交付税による利差補てん措置が講じられており、また、補償金を支払うことによりどの団体においても任意の繰上償還が可能となっております。

なお、平成17年度からは補償金を含めて借換債の対象とされているところであります。

(要望事項)

エ 現行の公共下水道事業補助金制度について継続及び拡大すること。

また、補助制度は、起債充当できない一般財源相当分の一部に対して県費を充当する制度であるが、普及率の少ない町村における下水道の早期整備を進めるため、補助対象事業費に対し、一定の補助率を乗じて補助金額を算出する制度に改めること。

<措置状況>（県土整備部）

公共下水道事業に対する県費補助制度は、県内の全市町村の均衡のとれた下水道整備を促進するため、昭和62年に創設し、以来、社会経済情勢の変化などを踏まえ所要の見直しを行ってまいりました。

平成19年度には、単独公共下水道実施市町村、処理人口普及率が低い市町村、小規模な市町村、水源地域の市町村等、県が支援すべき課題を有する市町村に対して県費補助金を重点配分するよう要綱の見直しを行いました。

今後とも、社会経済情勢の変化を見ながら必要な措置を検討してまいります。

(要望事項)

オ 水道・下水道事業における道路掘削許可を受ける際の自費復旧事務費の負担は、事業の財源を国庫補助金及び地方債を主体としている町村にとっては極めて厳しいものとなっているので、免除を含めた見直しを行うこと。

<措置状況>（県土整備部）

自費復旧事務費は、掘削箇所の路面復旧に際して、その監督、検査等に要する費用を原因者負担として徴収するものであるため、他の占用物件と同様、これを免除することは困難であります。

(要望事項)

(2) 生活交通の確保対策の充実

ア 国の地方バス路線維持対策補助制度を見直し、要件を緩和とともに、乗合バスの需要調整規制の廃止に伴う生活交通の確保対策について一層の税財源措置を講じるよう国へ働きかけること。

また、県においても県単独支援制度の充実強化を図ること。

<措置状況> (県土整備部)

生活交通確保策については、県、国、市町村、バス事業者からなる「神奈川県生活交通確保対策地域協議会」において、基本的には市町村が主体となってさまざまな検討を行い、生活交通確保策の協議・検討を進めているところであります。

これらの協議・検討をもとに、これまで、県は市町村とともに、必要な調査や、運行実験などを行っているほか、町営・村営バスの運行といった具体的な確保策を講じるに当たって、必要となるバス購入費に対して財政支援を行ってきているところであります。

また、路線維持に関しても、平成15年度から、国庫補助制度を活用し、国・県協調による補助を行っているほか、平成16年4月には県と市町村の協調補助の制度を設けたところであります。

なお、一層の税財源措置について、引き続き、国に要望してまいります。

(要望事項)

イ 町村部において、路線バスは主要な公共交通としての役割を担っているが、鉄道駅やバスターミナル等の施設の立地上、バス路線のほとんどが行政区域をまたがって運行していることから、主要国県道や都市部での渋滞が町村部のバスダイヤの遅延要因となっており、単独町村での取組では解決困難な課題となっている。

このため、交通状態の激しい主要国県道や橋梁部において、バスの定時制を確保するためにPTSの導入やバスベイ設置などに積極的に取り組むとともに、広域的な公共交通ネットワークを形成しているバスに関する施策は、県が本来的な業務として担うべきであるという見地から、望ましい交通環境の実現に向けた取組を推進すること。

<措置状況> (県土整備部)

バス交通のあり方については、地域に密接な市町村による検討が不可欠ですが、行政区域をまたがるバス路線に関する課題把握や解決策については、隣接する市町村及び関係者による検討も重要であると考えております。

県では、県都市計画課、国、市町村交通施策担当課、県道路管理課、県警及び交通事業者からなる神奈川県地域交通研究会を、公共交通に関する情報交換や、公共交通のあり方等について検討する場として活用しており、具体的なご提案があれば、その部会に位置付け、必要な関係者を交えた検討を行うことが可能ですので、積極的にご活用いただきたいと考えております。

県としては、県の役割を踏まえながら、引き続き市町村とともに公共交通の利用促進等の交通施策に取り組んでまいります。

(要望事項)

ウ 路線退出等の申出にあたっては、その旨の説明書をバス内に一定期間提示させるとともに、当該期間内は利用者が意見を述べる機会を提供させ、それらの主な意見を添付すると

ともに、全路線を合計した収支一覧等の経理関係書類を併せて添付して申請させるよう、「神奈川県生活交通確保対策地域協議会に係る路線退出等意向申出要領」を改正すること。

＜措置状況＞（県土整備部）

神奈川県生活交通確保対策地域協議会はバス事業者による路線退出後の生活交通確保策等について協議する場であることから、ご要望のような改正を行うことは困難であります。

なお、生活交通確保策等の協議に当たっては、市町村が地域の実情に合わせて、地域住民への説明を行い、住民意見の反映等を行うこととしています。

その他、ご要望の内容については、機会を捉えて関係事業者に伝えてまいりたいと考えております。

（要望事項）

（3）海岸の整備促進

ア 相模湾沿岸は、海岸の浸食傾向が著しく、年々砂浜部分が減少している。津波、高潮、越波、海岸浸食等の災害を防止し、安全で安心して生活できる海岸を実現するとともに、後背地の計画的な利用を促進するため、養浜工事や人口リーフをはじめとした施設整備の早期実現と、景観に配慮した整備、改修を行うこと。

＜措置状況＞（県土整備部）

相模灘沿岸海岸保全基本計画に基づき、景観にも配慮した海岸保全施設の整備を行うとともに、養浜を中心とした海岸侵食対策を進めてまいります。

（要望事項）

イ 酒匂川や相模川等からの流砂の減少に伴い、大磯港西側から二宮海岸にかけての海岸線の浸食は深刻な状況となっているので、安全対策を含めた抜本的な海岸浸食対策を講じること。

また、大磯港東側から金目川までの海岸では、砂が堆積しており、防潮堤の防災機能への影響や、飛砂、塩害の拡大、また、砂の堆積による海岸利用や環境への影響が懸念されるので、県においてこれらの堆積砂の除去を引き続き継続すること。

＜措置状況＞（県土整備部）

大磯・二宮海岸では、平成19年9月の台風9号により、西湘バイパスの被災とともに砂浜が著しく流出したため、県は、大磯・二宮両町とともに、国へ直轄事業化の要望を行いました。

今後も、大磯・二宮両町と調整しながら、国への働きかけや保全策の検討を進め、砂浜の回復を目指した早急なる対策が図れるよう努めてまいります。

また、大磯港東側から金目川までの海岸の堆積砂については、今後も継続的に堆積砂の除去や海岸の整正を実施してまいります。

（要望事項）

ウ 海岸漂着ゴミの多くは河川からの流入ゴミであり、沿岸市町はその清掃に大きな負担を強いられているので、県において財政支援を行うこと。

＜措置状況＞（環境農政部）

海岸清掃事業については、（財）かながわ海岸美化財団が、県及び関係市町からの負担金により、計画的かつ一体的な海岸清掃を行っておりますが、河川から流入する海岸漂着ごみは、河川

流域の不法投棄や散乱ごみにその一因がありますので、県では平成9年度以降体系的に取り組んでおります「不法投棄・散乱ごみ総合対策事業」の中で、取組みを強化しているところであります。今後も広域的観点から、市町村、県民、事業者と連携協調しながら総合的な対策を実施してまいります。

(要望事項)

エ 相模湾の海岸線には、大きな松が残され、暴風、防砂を含む環境保全の役割と相模湾の美しい景観をつくり出す貴重な財産となっているが、松くい虫の被害増大により松の切り倒しを余儀なくされ、年々景観や環境保全のための松は減少しつつある。その対策として松くい虫被害木の伐倒後地権者の協力を得て松くい虫に強い抵抗性松の植樹協力をしているが、町の負担は増大するばかりである。

このことから、松くい虫被害に関する補助の継続や松の植樹に対する補助制度を創設すること。

<措置状況> (環境農政部)

松くい虫等防除事業の実施については、県は市町村と調整しながら、将来的に保全すべき松林を特定し、健全な松林への薬剤注入による予防対策や被害を受けたマツを伐倒して除去するなどの駆除対策を重点的かつ集中的に行っているところであります。

こうした対策に加え、被害跡地に抵抗性マツを植栽し、被害に強い松林を保全・再生していく取組みは、景観の維持や生活環境の保全を図る上で、大切であると考えますので、継続的な松くい虫等防除事業の実施ができるよう、国などに積極的に働きかけ、必要な財源の確保に努めてまいります。

7 地震防災対策の充実強化

(要望事項)

東海地震や神奈川県西部地震をはじめとする南関東地域直下の地震の切迫性が高まっている中、これらの大規模地震から住民の生命と財産を守り、地域の安全性を高めていくためには、地方自治体が住民と連携しつつ、総合的な地震防災対策をさらに充実強化し、推進していくことが必要です。

このため、次の事項について国に積極的な措置を講じるよう働きかけるとともに、県としても一層の支援強化を図るよう要望します。

(1) 南関東地域直下の地震対策の強化推進

神奈川県西部地域を含めた南関東地域の観測体制及び地震予知研究体制を東海地域と同様に強化、推進するとともに、「東海地震対策大綱」や「首都直下地震対策大綱」に盛られた具体的対策を着実に推進するよう国へ働きかけること。

<措置状況> (安全防災局)

「南関東地域の観測体制及び地震予知研究体制の強化」及び「東海地震対策大綱及び首都直下地震対策大綱に盛られた具体的対策の着実な推進」については、「平成20年度国の施策・制度・予算に関する提案・要望」の中で、「地震防災対策の計画的推進」として位置付け、要望しております。

(要望事項)

(2) 公共施設等の耐震化事業への財政措置の拡充

災害発生時に住民の避難場所となる公共施設、防災拠点施設等に対する耐震化事業に対しては、十分な財政措置を講ずるよう国へ働きかけること。

<措置状況> (安全防災局)

地震防災対策の計画的推進のため「平成18年度国の施策・制度・予算に関する提案・要望」の中で、地震防災対策特別措置法の特例措置の延長を求めた結果、特例措置の有効期限が平成23年3月31日までの5年間延長されました。

(要望事項)

(3) 橋梁、トンネル等の耐震補強事業への支援拡充

東海地震の強化地域に指定されている市町村においては、災害発生時の復旧支援活動に必要な主要道路の確保が最重要課題となるが、これらの道路には橋梁やトンネルが多く存在しており、その耐震診断と補強工事が必要不可欠となっている。

このため、これらの事業に対する国の財政措置の充実と県の上積助成を要望するとともに、完成時に旧日本道路公団から移管された高速道路跨道橋の耐震補強事業については、原因者である高速道路株式会社から負担金を徴収する制度を創設するよう国及び高速道路株式会社に働きかけること。

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の件については、国庫補助制度として橋梁補修事業、災害防除事業がありますので、県としては、これらの事業に対して、技術的助言などの支援のほか、国庫補助採択の可能性について検討していきたいと考えております。なお、県の助成については、厳しい財政状況により現状では困難と考えています。

また、高速道路株式会社から負担金を徴収する制度の創設については、事業化の計画にあわせて伝えてまいります。

(要望事項)

(4) 消防救急無線の広域化・共同化に係る助成制度の創設

消防救急無線のデジタル化については、平成28年5月末日までに整備することとされており、併せて国の方針に基づき、無線の広域化・共同化が進められているところである。

現在、同事業に関する県の助成制度等としては、市町村地震防災対策緊急支援事業費補助制度（補助率1／2、上限：3,000万円）があるが、負担が多額に及ぶことから、地震防災対策緊急支援事業費補助制度の補助対象事業の一つとしてではなく、消防救急無線整備に係る単独の助成制度を創設すること。

<措置状況> (安全防災局)

消防救急無線の整備は、市町村消防の事務の一部であり、消防組織法に基づく市町村の役割であることから、その広域化・共同化についても、市町村が実施することとなっておりますが、市町村の無線整備に係る整備費用が多額になるため、県では平成18年度から5か年間の補助事業である「市町村地震防災対策緊急支援事業費補助金」の補助対象としております。

また、整備に当たっては、県の防災行政無線の基地局を優先的に活用するなど市町村の整備費用の低減化を図ってまいります。

なお、国に対しては消防救急無線の広域化・共同化に向けた助成制度を拡充するよう働きかけてまいります。

(要望事項)

(5) 市町村地震防災対策緊急支援事業補助制度の充実

市町村地震防災対策緊急支援事業補助制度が平成22年度まで延伸された。この制度は、市町村が地震防災対策事業への継続的な取組を積極的に推進していくためには欠かせない制度であるが、しかし、市町村の地震防災力は十分でなく、財政的にも厳しいことから、今後は限度額の引上げを図るなど、市町村の意見を聞きながら、より柔軟で活用しやすい制度とするよう制度の充実を図ること。

<措置状況> (安全防災局)

「神奈川県市町村地震防災対策緊急支援事業費補助金」については、補助総額が、年間20億円以下と定まっているため、市町村ごとに人口規模に応じた補助限度額を設定させていただいております。

このため、「神奈川県市町村地震防災対策緊急支援事業費補助金」の補助限度額の拡大については、ご要望に添いかねますが、今後も、市町村にとって活用しやすい制度となるよう努めてまいります。

(要望事項)

(6) 建築年数の古い公的集合住宅の耐震化

昭和40年頃より整備された県住宅供給公社等による公的住宅は相当の年数が経過し、安全・安心のまちづくりの観点から危険であるので、耐震化を早期実施すること。

<措置状況> (県土整備部)

公社の所有団地の耐震化については、経営状況を勘案しながらの集約・再編を含めて進めるよう、公社を指導してまいります。

8 防犯対策の強化

(要望事項)

近年、我が国では、都市部のみならず町村部においても犯罪は著しく増加し、多様化しており、質的にも巧妙化、凶悪化の一途をたどり、住民の安全な生活への不安が深刻化しています。これらの犯罪から住民を守り、安全な地域づくりを進めるためには、予防的な視点から防犯対策を推進する必要があり、これまでの取組を越えた自治体と警察、住民の連携が求められています。

町村が取り組む犯罪のない安全・安心のまちづくりを支援するため、国に対し次の措置を講じるよう働きかけるとともに、県の取組の一層の強化を要望します。

(1) 警察官の増員

これまで比較的良好な治安状況を保っていた町村部においても凶悪犯罪が多発する傾向にあり、治安は従前に比べ悪化している情勢にある。住民の生命の安全と財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するためには、町村部への警察官の更なる増員配置と交番の増設が必要である。このため、本県警察官の定員基準を引き上げ、増員するとともに、関連する予算についても併

せて措置を講じるよう国へ強く働きかけること。

(交番設置の要望)

- ・中井町井ノ口地区
- ・開成町小田急開成駅前
- ・愛川町半原地区

<措置状況> (警察本部)

警察官の増員については、本県の警察官一人当たりの負担人口や犯罪情勢を見れば、現在の警察官の数をもってしても十分とは言えず、今後も警察官の増員が必要と考えるところであります。しかしながら、大量退職・大量採用時代の到来に伴い、採用情勢が厳しくなっていることなどを踏まえ、優秀な人材の確保、若手警察官の早期育成、あるいは、必要な装備資機材の整備等により、これまで戴いた増員を最大限に活用し、治安の回復に一層の成果を挙げることが、当面重要なことであると考えております。

交番の設置については、設置要望地区における犯罪及び交通事故の発生状況、行政区・面積・人口等の実態、都市の形態、道路・鉄道の整備状況等のほか、隣接交番・駐在所等との位置関係、交番用地の確保状況、警察官の確保等を総合的に勘案しながら検討しております。

上記の地区における現状の交番や駐在所の配置状況を踏まえ、上記事項を検討しますと、現時点では交番の設置は困難な状況であります。

今後とも、同地区の開発状況及び治安情勢の推移等を見ながら検討してまいりますが、当面は、今ある交番を充実して交番機能をより強化することにより、治安に間隙が生じないよう努めてまいります。

また、交番やパトカー勤務員等の立寄りにより同地区への警戒力を強化していきます。

なお、交番の設置については、スクラップ・アンド・ビルドを原則として考えております。

(要望事項)

(2) 防犯環境の視点からのまちづくりへの支援

道路、公園等の公共空間に対する防犯灯や緊急通報装置の整備など、自治体が犯罪防止に配慮した環境設計という視点で取り組む事業に対し、財政支援措置を講じるよう国へ働きかけること。

また、県においても「神奈川県市町村防犯活動拠点設置事業補助金」制度を延長するとともに、その補助対象を拡大し、防犯灯、街路照明等の設置を対象とすること。

<措置状況> (安全防災局)

県では、道路や公園等に設置する防犯カメラの適切な設置・管理のあり方について、プライバシーに配慮した措置を執ることなどを規定した「防犯カメラの設置・管理に関するガイドライン」を平成18年3月に策定し、県民への周知に努めているところでありますが、厳しい財政状況の中で、ご要望の補助制度を創設することは困難であります。

また、犯罪のない安全で安心なまちづくりのためには県民総ぐるみの取組みが必要であり、自主防犯活動のさらなる活性化が不可欠であります。本補助金制度については、当初平成19年度までの时限としておりましたが、平成20年度も制度の一部見直しを行い、引き続き実施してまいります。

補助対象については、県と市町村の役割分担という観点から、ご要望にあります防犯灯、街路照明等の設置については、地域により密着した自治体である市町村によることが望ましいと考えております。

II 共通要望事項

1 町村財政基盤の整備

(要望事項)

1 地方税制等の改正について

(1) 軽自動車の販売台数は、ガソリン高の影響による低燃費志向、車両の性能向上や価格面などにより順調に増加しており、平成18年度には200万台を突破して過去最高の更新をした。

このような軽自動車への需要が拡大する情勢下において、現行の軽自動車の税率は昭和59年度から据え置かれたままとなっており、自動車税と比較して非常に低率となっている。昨今の軽自動車は1,000ccクラスの普通車と遜色がなく、車両価格、性能面から見ても普通車に近づいている。自動車を取り巻く現状、今後の動向を踏まえるとともに町村において貴重な財源である軽自動車税の税率について、地方分権・社会経済事情を考慮した税率に引き上げるよう引き続き国へ要望すること。

また、町村で行っている軽自動車税の課税事務・徴収事務の省力化を図るため、新規登録時のみの賦課徴収制度に改めるとともに、原動機付自転車等の小額なものについては、新規登録時に5年分を賦課徴収できる制度に改正するよう併せて要望すること

<措置状況> (企画部)

軽自動車税に係る標準税率については、昭和59年度の見直し以来かなりの年数が経過しており、また、標準税率の水準が他の自動車関係税と比較し著しく低率となっていることや、市町村の徴税経費等の観点からも見直しが行われるべきものと考えておりますので、原動機付自転車などに係る課税のあり方の検討も含め、機会をとらえて国に要望してまいります。

(要望事項)

(2) 固定資産税は、市町村税収の約半分を占める基幹税である。平成19年度も非課税等特別措置の創設拡充が行われたが、施策目的の達成されたものの早期廃止・縮減が必要であり、平然と継続され既得権化されることのないよう、社会情勢等の外部環境の変化を踏まえ、既存の制度等について見直しをしていく必要があるので、現在優遇されている事業用賃貸建物の住宅用地の特例措置並びに宗教法人や学校法人をはじめとする特定の者や資産についての非課税措置の整理・縮減について強く国へ要望すること。

また、JR東日本・JR東海等の鉄軌道用地の評価額は、現在沿接する土地の価格の約3分の1程度となっているので、評価方法を見直して評価額を引き上げることも併せて国へ要望すること。

<措置状況> (企画部)

非課税措置などは、租税負担の軽減を通じて、特定の政策目的を実現するための政策手段であり、税負担の公平という税制の基本原理の例外となっておりますので、その政策目的の合理性、政策手段としての適正性、利用の実態などを踏まえて適時見直しを行い、整理・縮減されるよう国に要望してまいります。

(要望事項)

(3) 非木造家屋に係る評点基準表に関しては、平成18年度に見直しが行われているが、いまだ限定期的な改正にとどまっている。

家屋の評価は、課税標準に直接影響し、国税や県税にも広く関連する重要なものとなってい。各町村においても行財政改革による人員削減を強いられるなかで、より適正かつ公平な賦課をするためにも、複雑な非木造家屋の評点基準表について、今後予想される建築情勢を見据えた整理合理化を行い、より簡素化することを引き続き国へ要望すること。

<措置状況> (企画部)

家屋評価については、平成18年度評価替えで非木造家屋の評点項目の整理合理化が図られましたが、依然として専門性が高く複雑なものであり、納税者にとって理解しにくいものとなっていますので、課税の公平性が保たれることを前提に、非木造家屋評点基準表のより一層の整理合理化も含め、評価方法のさらなる簡素化について検討するよう国に要望してまいります。

(要望事項)

(4) 固定資産税の家屋分の税額の算出方法としては、地方税法に定められている固定資産評価員等の実地調査の規定を受け、家屋の外観及び内部への立ち入り調査により評価事務を行っているが、個人情報保護法の制定等により、住民のプライバシーに関する意識が近年特に高まっている。そのため、居室内に立ち入ることに難色を示す住民が年々増え、家屋の評価に支障をきたす場面が多々見られる。

そこで、家屋を評価する際の事前準備ができるように建築資料を固定資産税の評価に合わせたものにするなど、家屋の評価が所有者の負担とならないような簡便な評価で税額の算出ができるような評価方法の検討をするよう国へ要望すること。

<措置状況> (企画部)

家屋の評価については、評価基準表の改正により簡素化がされているところですが、より簡素な評価方法として、取得価格方式、平米単価方式などの検討について、機会をとらえて要望してまいります。

(要望事項)

(5) 土地にかかる固定資産税及び都市計画税の税額算出方法については、税負担の公平の観点から負担調整措置等が講じられているが、このことは納税者にとって理解しにくいものとなっている。平成18年の税制改正により、負担水準の低い土地については評価額の5%を加算する等の簡素化の措置が講じられているものの、全般的にはまだまだ納税者には理解しにくいものと言わざるを得ません。

税額の算出過程のさらなる簡素化を図り、納税者により一層理解しやすい方法を検討されるよう国へ要望すること。

<措置状況> (企画部)

負担調整措置は、負担水準の均衡化という観点から制度化され、平成18年度税制改正においてその制度が簡素化されたものですが、納税者にとって理解しやすい、より簡素な制度となるよう国に要望してまいります。

(要望事項)

(6) 平成19年度税制改正において、法人税等における減価償却資産制度が大幅に見直されたことにより、固定資産評価基準においても全般的な見直しが検討されているが、法人所得課税の減価償却方法に即した期末簿価方式による250%定率法の対象資産を別管理で申告する方法になると、税収が大幅に減収することが見込まれる。については、現行制度の定率法および評価額の最低限度5%が維持できるよう強く国へ要望すること。

<措置状況> (企画部)

平成19年度税制改正においては、法人税の減価償却制度について、設備投資を促進し、国際競争力の強化を図る観点から償却可能限度額を撤廃し、新規取得資産については、法定耐用年数内に 取得価額全額を償却できるように見直されました。

一方、固定資産税の償却資産については、課税対象資産の価値を評価するための減価であり、法人税の減価償却とは趣旨・目的が異なることから、資産課税としての性格を踏まえ、現行の評価方法を維持することとされております。

(要望事項)

(7) 上場株式等の譲渡益・配当等に係る軽減税率は一年延長し終了することとされている。この措置の導入時の目的は日本経済の回復とともに達成されつつある。平成19年度は国から地方へ税源が移譲される最初の年であり、市町村にとって重要な年になる。今後の改正次第では多くの高齢者や低所得者が負担感や不公平感をいただくことが懸念されるので、課税の公平・適正の観点からも確実に元の税率に戻し、終了後においても継続的な優遇措置を行わないことを強く国へ働きかけること。

<措置状況> (企画部)

平成19年度税制改正により、上場株式等の譲渡益・配当等に係る軽減税率は、期限を一年間延長することとなりました。

平成20年度税制改正案においては、上場株式等の譲渡益・配当等に係る軽減税率は、平成20年末をもって廃止することとし、円滑に新制度へ移行するための特例措置として2年間の経過措置が設けられております。

(要望事項)

(8) 500㎡以上の家屋調査（事業所）については、県税の不動産所得税と市町村税の固定資産税との共通理解で評価する必要があるため、県税事務所職員との合同で調査をしているが、県の機構改革により県税事務所が受け持つ地域が広範囲になり調査対象が多くなったことから、調査時期が大幅に遅れることとなっており、課税事務や概要調書等の県への報告にも支障をきたしている。つきましては、課税事務に合わせた実地調査ができるよう県の調査体制の見直しをすること。

<措置状況> (総務部)

不動産取得税の家屋評価事務については、事務の効率化や、評価技術の維持・向上を図るため、平成16年度から、家屋評価専門員を5県税事務所に集中的に配置し、それぞれ所管区域内の家屋の評価を行っております。

また、平成19年度には、家屋評価専門員が、事務の進行状況に応じ、所管区域外の家屋の評価にも対応できるよう見直しを行ったところであります、引き続き、調査の計画的な実施を含め、家屋評価事務の円滑な執行に努めてまいります。

(要望事項)

(9) 町村の指定金融機関の各役場内派出所では、当該町村の公金は取り扱いますが、県の公金は取り扱っていません。そのため、納期（5月末）が同時期になる市町村税である軽自動車税と県税である自動車税の両方を納付しようとする際には、県税である自動車税を支払うごとができず納税者に不便をきたしている状況があり、派出所窓口でのトラブルを引き起こす要因となっている。

県においては、自動車税のコンビニ収納を実施するなど県民に利便性を図っているなかで、それをさらに向上させるべく、各役場内派出所においても県税を納付できるように、指定金融機関と調整を図ること。

<措置状況>（総務部）

金融機関の派出で取扱う事務は、金融庁が作成した「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」において、派出を設置している官公庁等のために行う金銭出納事務に限られており、ご要望の点について措置することは困難です。

(要望事項)

2 地方債の繰上償還、借換について

政府資金にかかる地方債について、補償金を支払うことによって繰上償還が認められており、平成17年度からは補償金も含めて借換後の対象とすることが認められましたが、補償金が町村財政に与える負担は大きく、また、公的資金の繰上償還・借換に対し高額の補償金を支払うことは、住民の理解を得ることが難しいため、本制度の活用は見送られている状況です。

この制度を公債費負担の軽減に有効なものとするためにも、補償金等の財政負担について見直し、繰上償還や低利債への借換への転換が積極的に図れるよう、国に一層の緩和を働きかけるよう要望します。

また、平成19年度から3年間の臨時措置として、一定の要件を満たす団体を対象に補償金なしの繰上償還ならびに借換債の措置がされているが、三位一体改革による算定方式の変更によって財政力指数が1.0を超えたような町村を含め、要件の緩和と借換債の枠拡大について特段の措置を講じるよう国への働きかけを要望します。

<措置状況>（企画部）

政府資金等の公的資金に係る地方債の繰上償還及び借換えについては、一定の要件を満たす団体に対して借換えや特別交付税による利差補てん措置が講じられており、また、補償金を支払うことによりどの団体においても任意の繰上償還が可能となっております。

なお、平成17年度からは補償金を含めて借換債の対象とされているところであります。

また、平成19年度からの新たな制度である公的資金の補償金なし繰上償還については、平成19年8月7日付け 総務省自治財政局長通知により「平成19年度公的資金補償金免除繰上償還等実施要綱」が示されたところでありますが、その中で、財政融資資金及び簡保資金については、「財政力指数1.0以上の団体は対象としない」とされております。但し、公営企業金融公庫資金の補償金なし繰上償還については、一定の条件はありますが、財政力指数1.0以上の団体も対象とされているところであります。

しかしながら、これらの措置については、公債費の負担の軽減効果や自治体側の財政負担の面で、必ずしも十分な対策となっていないことから、公営企業借換債及び今般、制度化された公的

資金の繰上償還を含め、公債費負担軽減措置のさらなる拡充について、機会をとらえて国に働きかけてまいります。

(要望事項)

3 水道企業債に対する財政優遇措置について

水道事業においては、近年の鉛管問題、クリプトスピリジウムなどの問題への対応、さらには老朽管の布設替えなど、より安全で良質な水道水を将来にわたり安定的に供給できる施設の整備を進めて行く必要があります。しかし、これに要する巨額な資金は、ほとんどを企業債に頼るため、財政面では企業債元利償還金が年々増加して大きな負担となり、経営状況の悪化、ひいては水道料金の値上げを助長することが考えられます。

つきましては、水道事業の財政健全化をより一層図るため、次の措置を講じるよう引き続き国への働きかけを要望します。

- (1) 政府資金及び公営企業金融公庫資金について、貸付け利率の引下げ、償還年限の延長など、発行条件の緩和を図ること。

<措置状況> (企画部)

水道事業については、住民の日常生活に密接に関連していることから政府資金等の公的資金が優先的に配分されており、公営企業金融公庫の優遇金利の適用や地方交付税措置等による公債費負担の軽減措置が講じられているところであります。

また、水道施設の耐用年数を考慮し、他の事業債と比較しても長期の償還期間が設定されています。

公営企業である水道事業については、民間的経営手法の導入等、なお一層の経営改善努力を求めておりますが、経営健全化を図る観点から制度改善が必要なものについて、今後とも機会をとらえて国に働きかけてまいります。

(要望事項)

- (2) 高料金対策借換債の条件を緩和するとともに、政府資金についてもその対象とすること。

<措置状況> (企画部)

上水道高資本費対策借換債については、資本費が全国平均を著しく上回っている上水道事業について認められており、また、平成17年度からは、一定利率以上の既往債の借換えについても臨時特例措置として認められているところであります。

また、平成19年度からの新たな制度である公的資金の補償金なし繰上償還については、平成19年8月7日付け 総務省自治財政局長通知により「平成19年度公的資金補償金免除繰上償還等実施要綱」が示されたところでありますが、その中で、財政融資資金及び簡保資金については、「財政力指数1.0以上の団体は対象としない」とされております。但し、公営企業金融公庫資金の補償金なし繰上償還については、一定の条件はありますが、財政力指数1.0以上の団体も対象とされているところであります。

しかしながら、これらの措置については、公債費の負担の軽減効果や自治体側の財政負担の面で、必ずしも十分な対策となっていないことから、公営企業借換債及び今般、制度化された公的資金の繰上償還を含め、公債費負担軽減措置のさらなる拡充について、機会をとらえて国に働きかけてまいります。

(要望事項)

4 市町村振興補助金の拡充について

市町村振興メニュー事業補助金については、平成18年度から基幹道路事業及び大規模改造事業に係る下限事業費の引下げが行われましたが、未だ町村の活用しやすい制度とはなっていません。

財政力の弱い自治体においては、国による三位一体改革に伴う補助負担金の削減など、ますます厳しい財政状況が見込まれますので、より一層の制度の改善を図るよう要望します。

(1) 下限事業費を更に引き下げること。

<措置状況> (企画部)

市町村振興メニュー事業補助金は、これまででも、市町村の意見・要望や行政需要の動向を踏まえ、毎年、メニューの新設改廃等、市町村の自主性・主体性を尊重し、利用しやすい制度への改善を図っており、平成20年度は、道路施設などの下限事業費を緩和する等の制度改革を図ることとしました。

今後とも、市町村のご意見を伺いながら、利用しやすい制度への改善を検討してまいります。

(要望事項)

(2) 小規模改修を補助メニューに新設すること。

<措置状況> (企画部)

市町村振興メニュー事業補助金は、市町村が生活関連の公共施設等を整備する際の一時的な財政負担の軽減を図ることを目的とした県の支援制度であり、維持補修費等の経常経費については、限られた財源を多くの市町村に公平に活用していただくため、補助対象外としているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

(要望事項)

(3) 道路施設・河川施設等について、国庫補助採択事業や交付金対象事業（まちづくり交付金や道整備交付金等）も補助対象とすること（国の補助金改革により、国庫補助が大幅に削減されている中で、国庫補助採択事業等にあっても充実した財政措置とはなっていない。特に「選択と集中」により都市基盤整備を重点的に行う都市再生整備計画エリアや地域再生計画エリアの道路等整備に特段の配慮をいただきたい。）

<措置状況> (企画部)

市町村振興メニュー事業補助金は、市町村が生活関連施設等を整備する際の一時的な財政負担の軽減を図ることを目的とした県の支援制度であり、道路施設・河川施設における国庫補助採択事業等にあっては、国庫補助金のほか、地方債等による財政措置が充実していることから、補助対象外としているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

(要望事項)

(4) 事業費に対する補助金先付け分の上限枠（2,000万円）を撤廃・増額すること。

<措置状況> (企画部)

市町村振興メニュー事業補助金は、市町村が生活関連の公共施設等を整備する際の一時的な財政負担の軽減を図ることを目的とした県の支援制度であり、補助金交付要綱取扱要領第3条及び第4条に定める特定財源相当額の控除及び補助金充当可能額の算出については、限られた財源を公平に活用していただくため、国庫補助金及び地方債について、国庫補助金の交付決定の有無及

び地方債の起債許可又は同意の有無にかかわらず控除することを原則とし、そうした中で、2,000万円までは適用しないこととしたものでありますので、その趣旨を勘案いただき、ご理解いただきたいと思います。

(要望事項)

(5) 補助率を引き上げること。

<措置状況> (企画部)

市町村振興メニュー事業補助金は、市町村が生活関連の公共施設等を整備する際の財政負担の軽減を図ることを目的とした県単独の支援制度であることから、補助率は3分の1を原則とし、小規模である等の特別な事情がある場合に補助率を2分の1に引上げて実施しているものでありますので、さらなる補助率の引上げは、困難であります。

(要望事項)

(6) 学校施設の整備改修等についても対象とすること。

<措置状況> (企画部)

市町村振興メニュー事業補助金は、市町村が生活関連の公共施設等を整備する際の財政負担の軽減を図ることを目的とした県単独の支援制度であることから、補助対象となる公共施設は、住民の福祉を増進する目的をもって、住民の一般的共同利用に供する施設としております。

したがって、義務教育施設に対しては、補助対象外としているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

(要望事項)

5 県貸付金の要件について

県貸付金は、同要綱の取扱要領で「年度内に完了不可能と認められる事業」については、貸付を制限または行わないと定められています。しかしながら、昨今の公共工事においては、想定外の情勢が起こることもあり、やむなく次年度へ繰越せざるを得ないことがあります。その結果、一般財源で賄うこととなり、財政運営に支障をきたしかねない状況となってしまいます。やむを得ず事業を翌年度へ繰り越す場合においても、通常の起債同様に貸付金の繰越し可能となるよう要望します。

<措置状況> (企画部)

神奈川県市町村振興資金貸付要綱取扱要領第2条第3項において「当該年度の事業が年度内に完了不可能と認められる事業」については、「貸付の制限又は貸付を行わないものとする」と規定しております。限られた財源を多くの市町村に公平に活用していただくため、貸付対象外としているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

2 地域情報化施策の推進

(要望事項)

1 電子自治体構築に向けた財政支援について

IT法、いわゆる「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」が平成13年度に制定され、国をはじめ基礎的自治体である市町村においても、その整備運用に向けた取組を行っています。

町村においても、利用者への行政サービス向上と総合的な利活用を図るため、順次整備運用に努めているところですが、これらの整備運用にあたっては、多額のイニシャルコストとランニングコストが必要で、大きな財政負担となっています。

つきましては、これらに要する費用について、財政状況にとらわれない新たな支援制度の創設を要望します。

<措置状況>（企画部）

住民サービスの向上に資する市町村の情報システムの開発については、神奈川県市町村振興メニュー事業補助金の中で、助成対象とさせていただいておりますが、電子自治体の推進には、多額の費用が見込まれますので、市町村に対する財源措置の拡充について、今後とも国に働きかけてまいります。

（要望事項）

2 地上波放送デジタル化に伴うテレビ共同受信施設事業に対する支援措置について

町村の多くの地域では、山間部特有の複雑な地形のためテレビ電波が良好に受信できず、このためテレビ共同受信施設により地上波テレビ放送を受信しており、個別アンテナ受信者の多くも劣悪な環境で受信しています。

平成23年（2011年）の地上波デジタル放送への完全移行に伴い、更にテレビ共同受信施設事業の重要性が増すことと思われます。このため、テレビ共同受信施設のすべてがデジタル化に対応するために想定される設備の更改等にかかる費用は小規模な事業者の重い負担となることが考えられるとともに、地域特性に適した情報通信基盤整備の一環としての新たな事業の展開も想定されることから、山間部町村等の条件不利地域のテレビ共同受信施設事業に対する直接補助等の支援措置を講ずるよう国への働きかけを要望します。

さらに、本年3月に国から地上デジタル放送対策支援が示されたが、有線共聴施設は条件不利地域に限定されていること、さらに平成19年度は事業主体が市町村等に限定されるなど十分なものではないことから、支援策の拡充等を講じられることを重ねて要望します。

<措置状況>（県民部・企画部）

地上波放送デジタル化に伴うテレビ共同受信施設事業に対する支援措置の拡充については地上デジタル放送を進める国の責任において適切な対策を講ずるよう機会をとらえて国に要望するとともに、国の情報については市町村に伝えてまいりました。

国では平成20年度から辺地共聴施設整備に係る対象地域を拡大するなど、支援措置の拡充が図られるものと聞いております。

なお、地域情報通信基盤整備については、国（総務省）で地域インターネット基盤施設整備事業に対する補助制度や地域の特性に応じた情報基盤の整備のため、条件不利地域の市町村及び第三セクター法人を対象とした地域情報通信基盤整備推進交付金等の支援策が講じられているところであります。

（要望事項）

3 携帯電話電波塔設置の促進について

町村部の山間地域はその大部分が山林で、国定公園や県立自然公園地域に指定されている自然豊かな地域であることから、昨今、自然回帰志向などを背景に観光客や登山客などが増加している状況にあります。

つきましては、地域住民の安全安心の確保はもとより、広く観光客等の緊急時の連絡のため、県立自然公園や国定公園を管理する県が関係事業者に働きかけ、携帯電話電波塔の建設を促進するよう要望します。

<措置状況>（安全防災局・環境農政部）

観光客等の緊急時の連絡のための自然公園や国定公園における携帯電話電波塔の建設については、災害対策として有効と考えますので、機会を捉えて関係の指定公共機関等へ伝えてまいりたいと思います。

ただし、携帯電話アンテナ基地局は各企業が設置しておりますので、設置許可申請があつた際には、自然公園法及び神奈川県立自然公園条例の規定に基づき、適宜判断してまいります。県では、今後も引き続き安全・安心の視点を含め、登山道など公園施設の維持管理に努めてまいります。

(要望事項)

4 戸籍コンピュータ導入に伴う財源措置について

町民や利用者への行政サービスの向上と事務の改善を図るため、市町村では戸籍の電子化を進めていますが、導入にあたっては多額のイニシャルコストとランニングコストが必要で、大きな財政負担を強いられています。

つきましては、導入費用及びソフトの更新に要する費用等を含めた運営経費に対し、適切な財政措置を講じるよう、国への働きかけを要望します。

<措置状況>（企画部）

戸籍事務の電算化に伴う経費については、平成16年度から、普通交付税の算定上、市町村の標準的な行政経費として措置されているところであります。

その算定方法について改善すべき意見がある場合には、地方交付税法第17条の4に基づく意見申出制度等を活用し、市町村の要望をとりまとめていく中で、国に伝えてまいりたいと考えております。

(要望事項)

5 国の制度改革等に伴う電算システム関連経費について

国がいろいろな制度を新設・改正するたびに、市町村は多額の予算を投じて電算システムを構築・修正し、維持管理を行わなければならず、財政を圧迫しています。介護、住基ネット、児童手当、さらには後期高齢者制度等、制度設計を国により行われるものについては、その新設・改正による経費は実額を国庫補助金で措置するよう国への働きかけを要望します。

<措置状況>（企画部）

国の制度改革等に伴う市町村の電算システムの構築・修正に伴う関連経費については、国から市町村に対する実効ある支援が必要であり、住基ネットについては、住民基本台帳カードの多目的利用を含めた住民基本台帳ネットワークシステム全体の運用について、実効ある財政措置を講じるよう国に要望しているところであります。

介護、児童手当については、制度拡充に伴い必要な税財源措置を講じるよう国に要望しております。

後期高齢者医療広域連合及び市町村は、後期高齢者医療制度の平成20年度からの施行に必要な各種の電算処理システム等の開発や改修に取り組んでいるところであり、こうした経費への財政

支援措置については、今後も機会をとらえて国に要望してまいります。

3 自然環境の保全及び農林業振興対策の推進

(要望事項)

1 有害鳥獣対策の強化充実について

有害鳥獣対策については、町村においても有害鳥獣捕獲の実施、獵区設定等を積極的に実施していますが、野猿、鹿、イノシシ等による農作物への被害は一向に減っておらず、個体数も増加しています。つきましては、現在の施策の効果をよく見極め、野猿、鹿の個体数の適正管理対策や現行の補助事業の強化など、地域の実情にあった総合的かつ実効性のある対策を講じるため、次の事項を実現するよう要望します。

(1) 「群れ」を単位とする適正な個体数管理の徹底等、被害防止の視点からの特定鳥獣保護管理計画による徹底した個体数の適正管理

<措置状況> (環境農政部)

ニホンザル対策については、平成18年に策定した「第2次神奈川県ニホンザル保護管理計画」に基づき、群れごとの個体数や行動域などのモニタリング結果を検証しながら毎年度、事業実施計画を策定し、事業推進しております。

また、加害レベル3以上の群れについては、一定の要件を満たす場合に市町村による個体数調整が実施できることといたしましたので、県では、市町村による個体数調整の実施に当たって技術的支援に努めてまいります。

(要望事項)

(2) 野生動物の生息環境を整備するため、県有林の天然林（広葉樹）施業の積極的推進

<措置状況> (環境農政部)

「第2次神奈川県ニホンジカ保護管理計画」においては、シカを含めた多様な野生生物の生息環境整備に資するものとして、標高や地形などの自然条件や森林の質的状況に応じ、県有林を中心多彩な森林づくりを目指した取組みを進めています。

(要望事項)

(3) 町村が行う有害獣防護柵整備事業及び小規模農地の被害対策事業の補助金の予算確保

<措置状況> (環境農政部)

町村が行う有害獣防護柵整備事業及び被害対策事業については、現行の有害鳥獣被害対策事業補助金で対応しております。県では、被害防除対策に要する財政支援について、引き続き財政支援に努めてまいります。

(要望事項)

(4) イノシシ対策としての防護柵の設置等に対する財政支援

<措置状況> (環境農政部)

イノシシ対策用の防護柵設置については、市町村が直接又は補助事業として設置する場合には、現行の有害鳥獣被害対策事業補助金で対応しております。県では、引き続き、被害防除対策の財政支援に努めてまいります。

.....

(要望事項)

(5) 有害鳥獣の被害に対する効果的な予算措置の実施。特に鳥獣保護管理対策事業補助制度の充実強化

<措置状況> (環境農政部)

鳥獣保護管理対策事業補助制度については、引き続き財政支援に努めてまいります。

.....

(要望事項)

(6) カラス・ハト等被害をもたらす鳥類の生息調査の実施

<措置状況> (環境農政部)

平成12年度、13年度にカラス、ドバト、ヒヨドリ、ムクドリなどについて生息状況調査を実施し、被害対策のための基礎資料として活用しております。

.....

(要望事項)

(7) 被害に対する新たな補償共済制度の確立

<措置状況> (環境農政部)

鳥獣被害に対する県独自の補償共済制度の創設は考えておりません。

.....

(要望事項)

また、広域的に異動する野猿等の対策については、町村単独での実施は非常に困難であり、近隣市町村との協同・調整が必要不可欠であるので、次の広域的な体制を早期に確立するよう要望します。

(8) 広域的な被害防止対策と人身被害防止対策の推進

<措置状況> (環境農政部)

効果的な鳥獣被害対策は、元来、各地域関係者の主体的な取組みがあつてこそ可能であることから、県では引き続き地域の実情に応じた主体的な取組みに対し、市町村が実施する被害対策事業をとおして助成を行うとともに、各地域県政総合センターごとに設置した地域鳥獣対策協議会において広域的な被害防止対策や捕獲体制を検討してまいります。

.....

(要望事項)

(9) 広域的な駆除体制の確立と駆除事務の迅速化

<措置状況> (環境農政部)

効果的な鳥獣被害対策は、元来、各地域関係者の主体的な取組みがあつてこそ可能であることから、県では引き続き地域の実情に応じた主体的な取組みに対し、市町村が実施する被害対策事業をとおして助成を行うとともに、各地域県政総合センターごとに設置した地域鳥獣対策協議会において広域的な被害防止対策や捕獲体制を検討してまいります。

なお、鳥獣害対策については、住民生活を守るという観点から、被害の発生している地域の市町村において駆除体制を確立していただくことが重要であり、事務の迅速化にもつながるものと考えております。

.....

(要望事項)

(10) 捕獲後の野猿等に関する広域体制の確立

<措置状況> (環境農政部)

捕獲個体の処分については、捕獲に伴う一連の行為と考えておりますので、市町村に担っていただきたいと考えております。

(要望事項)

2 移入鳥獣等駆除に対する支援について

アライグマについては、神奈川県アライグマ防除実施計画の策定により、これまでの対策よりも踏み込んだものとなりましたが、タイワニスもアライグマ同様に生活被害等を発生させており、近年、三浦半島地域における台風、強風による倒木については、「タイワニスが木の皮をかじり、木が枯れてしまっていることが原因のひとつである」との声も寄せられるようになっており、昨今問題とされている山が荒れる要因ともなっているのではと危惧しています。タイワニスの生息実態や効果的な捕獲方法については情報量が少ないこともあります、その対応に苦慮しています。このため、生息状況調査等の実施や情報の収集・提供など必要な対策を講じるとともに、タイワニスについても防除実施計画策定に向けた取組みを検討するよう要望します。

<措置状況> (環境農政部)

タイワニスについては、被害状況、各市町村の取組状況等から、県が外来生物法に基づく防除の確認を受ける予定はありませんが、各市町村の捕獲等が円滑に進められるよう防除の確認を受けるための支援を行っております。また、各地域鳥獣対策協議会において、地域特性に応じた被害防止対策事業や捕獲等体制を検討してまいりますとともに、情報収集・提供に努めております。

また、市町村が行う捕獲経費については、事業費の2分の1以内を限度として財政支援に努めております。

(要望事項)

3 ヤマビル駆除対策の強化について

丹沢大山地域の農村では、登山道や農耕地等で数多くのヤマビルが発生し、農林業従事者や観光客、登山者などが多大な吸血被害を受けています。また、近年では民家の庭先でも生息が確認され、年々生息域は広域的に拡大しており、人的被害も増加し、現在では市町村単独の問題ではすまなくなっています。

現在、ヤマビル対策共同研究が実施されていますが、被害も広域範囲となっているため、県としても早急にヤマビル駆除対策に積極的に取り組むとともに、町村が実施している駆除対策事業を支援するよう次の事項について重ねて要望します。

(1) ヤマビルの駆除方策の早期検討・確立及び町村が実施する駆除対策事業に対する県補助制度の創設

<措置状況> (環境農政部)

ヤマビル被害対策については、平成19年度から20年度の2年間で防除薬剤等の効果や環境への影響などについて県試験研究機関を中心とした共同研究に取り組み、その研究成果を市町村、関係機関・団体に情報提供してまいりますので、対策に活用していただきたいと考えております。

(要望事項)

(2) ヤマビルの生息域（被害）を減少させるための防鹿柵設置事業の拡大

<措置状況>（環境農政部）

ヤマビルの生息域（被害）減少を目的とした防鹿柵設置事業は考えておりませんが、市町村がシカの被害対策を目的とし防護柵を設置する事業については、既存の補助制度がありますので、引き続きその中の支援に努めてまいります。

4 福祉施策の充実

(要望事項)

1 児童福祉の充実について

(1) 国は、少子化対策として児童手当特例給付の支給対象を拡大してきた。

今後、地方負担を余儀なくされるこれらの制度改革は、財政状況の厳しい地方行政にとって、更なる義務的経費の増額につながり、地域の特性に合わせた少子化対策・子育て支援の次世代育成支援行動計画の推進にも大きな影響を及ぼすことが心配されるので、本年度から支給対象が拡大された特例給付も含め、国が全額費用負担をするよう強い働きかけを行うこと。

また、国は、このような制度改正による少子化対策の効果を検証し、国民や地方自治体に説明することを要望するとともに、地域医療機関における産科・小児科の減少が著しい中、安心して子どもを生み育てる環境が損なわれていく傾向から、国において効果ある抜本的な少子化対策を講じられること、新制度の施行については、住民の窓口となる市町村の意見を聴取すること。

<措置状況>（保健福祉部）

安心して家庭を築き、出産・育児が出来る経済基盤づくりの支援を国の責任で実施すること、特に、児童手当については、制度拡充に伴う地方負担が増加しないよう確実な税財源措置を講じることを国に対して要望しております。

(要望事項)

(2) 多様化する児童相談業務は、専門的な知識と経験を要するとともに、複数業務を担当している町村職員には個別ケースに長時間をかけて関わることが困難であるため、県からの専門職員を派遣すること。

また、相談体制の整備として、専用相談室、専用の電話回線及び児童福祉司等の資格を持つ専門の相談スタッフの確保など町村の財政状況では、大変厳しいものがあるので、新たな補助制度の創設などの財政支援をすること。

<措置状況>（保健福祉部）

児童虐待の防止等に関する法律の改正及び児童福祉法の一部改正による市町村の児童相談窓口の設置に対する支援について、県では「市町村における児童相談ガイドライン」を作成・配布して日常業務に役立ててもらうとともに、市町村職員に児童相談所の実地研修を実施するなど支援を継続しております。

また、児童相談所職員が、市町村職員との同行訪問、同席面接、ケース検討会議への参加、要保護児童対策地域協議会の運営など、地域の実情に合わせて適宜支援を行っております。

(要望事項)

(3) 保育所における障害児保育に対する補助制度が平成15年度から一般財源化されて実施されているが、その対象児童は特別児童扶養手当受給者等となっている。しかし近年、特別児童扶養手当受給者に該当しない児童、例えば多動症や自閉症などの発達障害児童が多くなってきているのが現状である。

このため、次の事項について重ねて要望する。

ア 発達障害児等への福祉施策の拡充を図るための新たな支援制度を創設するよう国に働きかけること。

<措置状況> (保健福祉部)

県では、知的障害を伴わない発達障害の方々についても福祉サービスの対象となるよう制度の確立を、機会を捉え国に要望しているところであります。

(要望事項)

イ 平成17年4月21日付の厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知の中に、発達障害児の保育所への受入れの充実が記載されているが、クラス担任1人だけでは保育することができず、補助員を配置しなければならないので、障害児保育実施要綱の見直しや補助員等職員の配置に伴う人件費補助などの財政支援について、国に強く働きかけるとともに、県としても支援等を講ずること。

<措置状況> (保健福祉部)

障害児保育の実施に当たっては、県単の補助事業である民間保育所運営費補助において、国庫の助成がない特別児童扶養手当の支給対象児を除く障害児の受入に要する保育士の雇用経費に対して、助成を実施しているところですが、保育の実施主体である各市町村の意向を踏まえつつ、国助成の拡充について、働きかけてまいります。

(要望事項)

(4) 現在の国庫補助基準では、児童数が10人未満のクラブは補助対象外となっているが、この制限を撤廃し、少人数のクラブも対象とするよう国へ働きかけること。

<措置状況> (保健福祉部)

放課後児童健全育成事業については、地域の状況を踏まえて、国庫補助の拡充をするよう国へ要望しております。

(要望事項)

(5) 児童手当の所得認定に当たり、未申告者及び夫が米海軍等に勤務し所得確認ができない者を「所得なし」と判断する不公平な現行の児童手当法の改正を国に働きかけること。

<措置状況> (保健福祉部)

要望の趣旨を国に伝えてまいります。

(要望事項)

2 障害者福祉の充実について

(1) 平成18年4月に一部施行された障害者自立支援法は、身体、知的及び精神の3障害のサービスを一元化したこと及び負担率は別として利用者の応益負担を導入するなど、評価できる点

もあるが、小規模通所作業所での知的障害者デイサービス事業がなくなり、市町村事業である地域生活支援事業の地域活動支援センター又は個別給付事業を選択するしかない。支援費制度でデイサービス事業を開始し、職員を確保してサービスを提供してきた小規模事業所は、自立支援法の施行に伴い、各市町村の財政力によって、その運営内容が大きく変わり、財政力の弱い市町村では十分な支援を行うことが困難となり、小規模作業所におけるサービス内容の低下や受入れ人員の制限等、従前の利用者にとって不利益になることが予想される。

既に障害者自立支援法は施行されたが、障害者及びその保護者が地域で安心して暮せる社会となるよう、当事者及び市町村の意見を傾聴し、よりよい制度への改善充実を国へ働きかけること。

<措置状況>（保健福祉部）

障害者地域作業所等については、障害者自立支援法の施行により、同法に基づく就労支援に向けた事業や市町村地域生活支援事業の地域活動支援センターへ移行することが可能となりました。移行の条件等がすぐには整わない場合もあることから、障害者地域作業所等に係る補助制度については、一定の経過措置期間を設けておりますが、今後とも、市町村等と話し合いながら検討を進めてまいります。

また、県としては、障害福祉サービスに係る利用者負担の軽減などについては、これまで全国知事会をはじめ全国主要都道府県民生主管部局長連絡協議会等を通じて国に要望しているところであり、引き続き国に要望してまいります。

（要望事項）

(2) 障害者地域作業所については、県でスタートした制度であり、障害者の作業訓練や日中活動など地域生活を支える場として、その役割は大変大きなものがある。県は地域活動支援センター等を含めた法定内事業への移行について、補助金等今後の支援について検討されているが、自立支援法における法定基準を満たない小規模作業所については、法定基準のみを対象とせず、県が独自の施策を展開するなど、今まで作業所が担ってきた役割等が失われることなく、障害者地域作業者の機能が十分確保できるよう、運営費補助の継続と支援体制を充実すること。

<措置状況>（保健福祉部）

障害者地域作業所等については、障害者自立支援法の施行により、同法に基づく就労支援に向けた事業や市町村地域生活支援事業の地域活動支援センターへ移行することが可能となりました。移行の条件等がすぐには整わない場合もあることから、障害者地域作業所等に係る補助制度については、一定の経過措置期間を設けておりますが、今後とも、市町村等と話し合いながら検討を進めてまいります。

（要望事項）

(3) 障害のある方が、自立した生活をおくれる地域社会の実現を目指すことを目的として、平成18年度から施行された障害者自立支援法は利用者負担1割が設けられ、平成19・20年度に国の緊急的・経過的な特別対策として利用者負担額の軽減策が実施されたことにより、市町村の財政負担の増加が見込まれる状況である。

このため、自立支援給付に伴う財政負担は引き続き市町村の財政を大きく圧迫しており、障害者に対する福祉サービスを維持することや、新たな社会福祉に関連する専門職員の養成・確保が困難となって

いる。

については、障害者に対する基本的な生活支援サービスが県域に平等に提供されるよう、自立支援給付の現状補助率国1／2、県1／4を維持すること。

また、地域生活支援事業の補助額は国基準に基づき上限が設けられていることから、市町村の超過負担となる場合もあるので、上限を設げず、自立支援給付の補助率と同様とすること。

＜措置状況＞（保健福祉部）

障害者自立支援法においては、国県の財政負担は法定事項となり、明確化されました。県においては必要な予算措置をしております。

地域生活支援事業は、介護給付等の自立支援給付のように全国統一の基準によらず、地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟に実施する事業であることから、障害者自立支援法に基づいて、その経費が国庫負担金ではなく、国庫補助金の対象となっております。

しかし、今後の障害者総数やサービスニーズの伸びも想定されますので、事業実施に当たり確実に財源が確保されるよう、地域生活支援事業に係る十分な予算措置については、国に要望してまいります。

（要望事項）

(4) 現在、県単独事業として実施している地域作業所への補助事業等については、「障害者自立支援法の施行に伴い福祉制度の仕組みの変化を見据え、県の役割の整理・補助のあり方について検討する」とのことであるが、障害者の作業訓練や日中活動など地域生活を支える施設のため現行の地域作業所の機能が十分確保できるよう、補助基準の引下げを行わないこと。

＜措置状況＞（保健福祉部）

障害者地域作業所等については、障害者自立支援法の施行により、同法に基づく就労支援に向けた事業や市町村地域生活支援事業の地域活動支援センターへ移行することが可能となりました。移行の条件等がすぐには整わない場合もあることから、障害者地域作業所等に係る補助制度については、一定の経過措置期間を設けておりますが、今後とも、市町村等と話し合いながら検討を進めてまいります。

（要望事項）

(5) 重度障害者医療費制度については、今後の医療保険制度改革や、重度障害者数の増加傾向を考えると、制度を将来にわたって安定的かつ継続的に維持、運営していくことが困難となっている。

このため、県と市町村の部会で制度の見直しについて検討を行っているが、市町村の財政事情を考慮のうえ、現状の補助率1／2を維持すること。

＜措置状況＞（保健福祉部）

重度障害者医療費給付補助事業については、事業の安定的な継続を図るために、県と政令市、中核市との役割分担を踏まえ、市町村と話し合いを行いながら、事業の推進を図っております。

（要望事項）

3 介護保険制度の改善について

(1) 介護保険給付費の負担について、国負担の居宅給付分25%及び施設等給付費分20%にそれぞれ5%の調整交付金が含まれているが、この調整交付金については、都道府県により格差が生じていますので、第1号被保険者の保険料負担が過大とならないよう、算定方法の見直

しを国へ働きかけること。

<措置状況>（保健福祉部）

介護給付に係る国庫負担については、現行の財政調整交付金とは別枠として措置するなど、確実な税財源措置を講じるよう、国に要望しているところあります。

(要望事項)

- (2) 低所得者に対する介護保険の保険料、利用料の軽減措置については、制度改正により低所得者（非課税世帯）の細分化が図られたが、保険料の段階設定や減免制度など市町村ごとの対応に不均衡が生じていることから、統一的で公平な運営を図るため、法の制度として明確な位置付けをするとともに、必要十分な財政支援措置を講じるよう国へ働きかけること。

<措置状況>（保健福祉部）

低所得者に対する介護保険の保険料、利用料の軽減措置については、統一的で公平な運営を講じるため、国において恒久的な制度の拡充に努めるとともに、確実な税財源措置を講じるよう、国に要望しているところあります。

(要望事項)

- (3) 地域支援事業のメニューから除外される事業であっても、町村が独自に継続していくものについては、国又は県による財政支援措置を講じること。

<措置状況>（保健福祉部）

地域支援事業の対象から外れた事業については、既に一般財源化されていることから、これに対する補助金等の財源確保は、困難であると考えております。

(要望事項)

- (4) 地域密着型サービスについては、原則として当該市町村の住民（被保険者）のみが保険給付の対象となるサービスであるが、グループホーム等の居住系サービスの場合、他市町村から転入して入居するケースもあり、県内の各市町村間で取扱いがまちまちであるため利用者に混乱が生じており、県による利用条件の統一化を図ること。

<措置状況>（保健福祉部）

地域密着型サービスについては、市町村は事業者の指定を行うに当たり、事業の適正な運営を確保するために必要と認められる条件を付すことができる（介護保険法第78条の2第7項）とされており、実質的に事業所設置市町村の被保険者の適切な利用が阻害されることとなれば、その市町村の地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、他市町村から転入して利用するケースについて一定の制限条件を付することは可能とされていますが、この条件については、各市町村がそれぞれの地域密着型サービスの運営状況などから、設定の必要性やその内容について独自に判断するものと考えます。

(要望事項)

- (5) 小規模多機能型居宅介護は、特に認知症高齢者の増加に対応するものとして大きく期待されているが、その整備がなかなか進まない状況であるので、介護報酬の見直しやケアマネージャーの外部委託制の導入など、現状の分析に基づく制度の見直しについて国に働きかけること。

<措置状況>（保健福祉部）

介護保険制度は、介護保険法附則第2条で規定されている見直し・検討が行われ、平成18年4月に大幅な改正がなされたところがありますが、引き続き、社会情勢や制度運営の状況等を踏まえ、国において制度に係る見直しが行われてまいりますので、必要な意見は国に伝えてまいりたいと考えております。

(要望事項)

4 シルバー人材センター等振興補助金について

高齢化社会の進展に伴い、シルバー人材センター等の役割は今後ますます重要になりますが、特に団塊の世代の一斉退職を迎えることに伴い、会員の大幅な増加に対応した体制の充実や事業規模の拡大が必要になるなど、運営は大変厳しい状況にあります。

県補助金については、平成15年度から補助限度額の引下げが実施されました。実情を十分に理解されたうえ、今後、補助金について基準の引下げなどを行わないよう強く要望します。

<措置状況> (商工労働部)

各町村が設置する高齢者事業団については、シルバー人材センターへの法人化の促進を図る中、高年齢者労働能力活用事業費補助金として当面、継続することとしており、平成20年度予算においても、平成15年度の補助限度額を維持することとしております。

(要望事項)

5 生活保護法による級地の是正及び制度の見直しについて

首都圏域に位置する本県では、全国的に都市化が進み、日常生活において大都市地域と周辺地域との格差がなくなっています。生活保護者の安定した生活を確保するため、実態に応じた級地区分への引上げを行うとともに、母子加算廃止、生活保護基準の引下げや国庫負担の削減については、地域の実情に即した制度の見直しを行うよう強く国へ働きかけることを要望します。

また、障害者自立支援法の施行に伴い、生活保護者の更生医療等他法優先については、県による町村への支援策を講じるよう要望します。

<措置状況> (保健福祉部)

国においては、生活保護制度について、平成19年度に「生活扶助基準に関する検討会」を設置し、級地を含む生活扶助基準の見直しを行いましたが、平成20年度の対応は行わないことになりました。生活保護制度の見直しについては、国民生活のセーフティネットとしての機能が堅持されるよう、今後の国における検討の動向を注視していきたいと考えております。

級地区分の是正については、地域の実情に即した見直しを行うよう、国に要望しておりますが、今後とも、市町村と連携し強く要望してまいります。

生活保護制度は、国が責任を持って実施すべきものであり、国庫負担率の引下げは生活保護行政の適正な運営に重大な支障を来しかねないことから、生活保護費の国庫負担金については、現行の負担率を維持するよう、引き続き国に要望してまいります。

なお、自立支援医療（更生医療）については、生活保護よりも優先される制度であり、その費用負担は障害者自立支援法で定められておりますので、これらの規定に則り、県としては町村への支援を行ってまいります。

(要望事項)

6 観光地における国・県設置の公衆トイレへの身体障害者用オストメイト対応装置の設置について

近年、障害者の社会参加が増加している中、県内には多くの観光客が来訪しており、その中に障害者の旅行客も含まれていることから、観光地の町では、町が設置しているトイレについては、オストメイトに対応した整備を図っているところです。

つきましては、国・県が設置している公衆トイレについても、身体障害者が安心・清潔に使用できるオストメイトに対応する洗浄装置の設置を要望します。

<措置状況>（保健福祉部、環境農政部、県土整備部）

福祉の街づくり条例の整備基準において、車いす使用者などの障害者や子どもを連れた方をはじめ、だれもが利用しやすいトイレを「みんなのトイレ」と位置付け、公共的施設への設置を義務付けております。

「みんなのトイレ」の設備については、オストメイト対応の洗浄装置の設置を「望ましい水準」としており、今後ともその普及には、努めてまいります。

なお、箱根町小涌谷地内に新設したトイレについては、福祉のまちづくり条例に基づき、オストメイトに対応した整備を行いましたが、今後も、箱根地域で県が管理する公衆便所については、利用形態と立地条件を考慮しながら、人と自然にやさしい仕様について検討してまいります。

5 保健医療・衛生対策の充実

(要望事項)

1 地域医療体制の充実について

(1) 平成16年4月から開始された新医師臨床研修制度の実施によって、研修医が大学の医局に在籍する数が大幅に減少し、大学病院では地方に派遣していた医師を呼び戻す現象が現れ、この結果地方の病院では医師の不足により診療科目を減少させるなど、患者の不安は深まるばかりで、災害時の拠点病院の機能を保つことができないことも予想されている。このため、新医師臨床研修制度の見直しと、地域医療体制の充実強化を国へ働きかけること。

<措置状況>（保健福祉部）

医師の確保については、医師の需給や教育等を所管する国の責任において、医師の就業環境を改善するための措置など抜本的な対策を講ずるよう、最重点項目に位置付けて国に対し要望しているところであります。

(要望事項)

(2) 少子高齢化が進む中、安全で安心して子育てができる社会を創るために、産科・婦人科・小児科医師の確保、育成及び診療機関の新設・継続等を促進し、地域における医療体制の充実を図る施策を推進するよう、国へ働きかけること。

<措置状況>（保健福祉部）

産科、小児科など特定診療科における医師の確保については、医師の需給や教育等を所管する国の責任において、医師の就業環境を改善するための措置など抜本的な対策を講ずるよう、最重点項目に位置付けて国に対し要望しているところであります。

(要望事項)

2 小児医療費助成事業の改善及び国の助成制度の創設について

少子化社会の問題が叫ばれて久しい中、昨年、日本の総人口が減少に転じました。このため社

会活力の低下や社会保障制度の維持などが懸念され、少子化対策の拡充が急務とされています。子育て支援策の一つである小児医療費の助成については、町村が個々に取り組むには限度があり、また、その内容もそれぞれ異なっていることから、県域全体としての施策の制度的統一が求められます。このため、県の補助制度について、補助対象年齢の引下げや所得制限の撤廃を要望します。

また、都道府県の補助施策にも格差が生じていることから、国による新たな助成制度の創設を働きかけるよう、重ねて要望します。

＜措置状況＞（保健福祉部）

本制度については、全市町村からの要望も踏まえ、11の市町と県とで構成する「医療費助成制度見直し検討会」において見直しの検討を重ねてきたところですが、平成19年3月に検討会報告書が出されました。

県としては、この報告の内容や各市町村長との意見交換を踏まえ、報告書の内容を基本として次のとおり見直すこととしました。

見直しの内容は、①対象年齢の拡大（通院分を小学校就学前まで拡大）、②所得制限の緩和（児童手当特例給付に一本化）、③一部負担金の導入（通院受診1回ごとに200円、入院1日ごとに100円を徴収）、ただし0歳から3歳までは一部負担金を徴収しない、とします。また、実施時期は平成20年10月からとします。

また、小児医療費助成制度の創設について引き続き国に要望してまいります。

（要望事項）

3 保健・予防事業に対する財政支援について

三位一体改革を受け、平成17年度から母子健康診査事業の国庫補助負担金が廃止され、また基本健康診査や健康教育事業などの保健事業の交付基準額引下げにより実質的に補助負担金額の引下げが行われるとともに、県単独補助についても廃止又は削減が行われています。このような措置は、実質的な市町村への負担転嫁と言えます。さらに、予防接種に要する費用についても、法の規定により市町村が実施すべき予防接種は全ての負担を余儀なくされています。

地域における健康日本21の推進、健康増進法に基づく健康づくりや疾病予防を積極的に推進するための環境整備が求められるなど、市町村が果たす役割はますます大きくなっています。

つきましては、保健事業の適正な実施とサービスの維持向上を図り、併せて予防事業の確実な実施に向けて、県の財政支援を強く要望します。

＜措置状況＞（保健福祉部）

○保健事業

市町村は住民に一番身近な自治体であり、地域における住民の健康づくりの推進役であることから、市町村が事業を円滑に実施できるよう、県では平成13年2月に策定した「かながわ健康プラン21」に県民が取り組む健康づくりの目標として「かながわ健康10か条」として取りまとめるとともに、「かながわ健康プラン21推進会議」を設置し、プランの推進を通して市町村の健康づくりの環境整備を図っております。

○予防接種事業

定期予防接種に係る費用負担については、全国的な問題でありますので、全国衛生部長会を通じて、引き続き国に要望してまいります。

(要望事項)

- 4 各種医療費助成制度等の町村単独事業実施に対する国保の国庫負担金減額措置の廃止について
県内町村では、町村の単独事業として障害者の医療費助成、小児（就学時前）の医療費助成、ひとり親家庭等の医療費助成、高齢者の医療費助成を行っていますが、これらの医療費助成は、社会的弱者とされる人々の健康の確保と福祉の向上に大きな役割を担っています。このため、これらの事業に伴う国保の財源である療養給付費等負担金の減額措置については、廃止するよう国への働きかけを要望します。

<措置状況>（保健福祉部）

障害者、小児（就学時前）、ひとり親家庭等を対象とする地方単独事業が地域福祉に果たす役割は大きいことから、引き続き、国庫負担金減額調整の廃止について国に要望してまいります。

(要望事項)

- 5 予防接種事業に対する財政支援について

予防接種法の改正に伴い、国及び都道府県の負担の範囲が臨時予防接種事業に限ることとされたため、市町村の財政負担は増大する一方となっています。

つきましては、このような新たな地方への負担を伴う施策については、地方の意見を十分に聞いたうえで実施するとともに、その費用の負担については、従来の事業に加え、高齢者のインフルエンザ予防接種等定期の予防接種も含めて国及び県の負担の範囲とするよう、国への働きかけを重ねて要望します。

<措置状況>（保健福祉部）

定期予防接種に係る費用負担については、全国的な問題でありますので、全国衛生部長会を通じて、引き続き国に要望してまいります。

(要望事項)

- 6 合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度の継続について

浄化槽法の一部改正に伴い、平成13年度以降、浄化槽の新設時においては、合併処理浄化槽の設置が義務付けられています。今後、適正な生活排水処理を推進するためには、既設単独処理浄化槽（汲み取りを含む）から、合併処理浄化槽への設置替えが重要となっています。

このような中、県では、合併処理浄化槽の新規設置に対する補助について、平成21年度以降は廃止する方向で検討がされていますが、県の補助がない中で従来どおりの補助を継続することは、町村にとって財政的に困難であります。また、住宅を建築すること自体、高額な資金を要することから、浄化槽設置者に負担軽減を図るためにも、引き続き現行の補助制度を維持するよう要望します。

<措置状況>（環境農政部）

県内では、単独処理浄化槽がいまだ多く残っていることから、生活雑排水による公共用水域への汚濁負荷が問題となっているため、県では、合併処理浄化槽への転換を進めることが重要なことであると考えております。

今後とも厳しい財政状況を踏まえながら、合併処理浄化槽の整備を推進するため、より効率的で効果的な仕組みを市町村と協議しながら支援に努めてまいります。

(要望事項)

7 水道施設の改良・更新事業に対する補助制度の創設について

水道施設の改良や更新に係る工事費は増加の一途をたどっており、内部留保資金に乏しい零細な水道企業体では財源を起債に頼らざるを得ない状況です。維持管理費の増大は、将来的に水道料金の高騰を招くことになります。安定した水道事業を運営するためにも、県による維持管理にかかる補助制度の創設を要望します。

<措置状況> (保健福祉部)

ご要望の点について、県において制度化することは厳しい財政状況から困難ですが、高度浄水施設整備や水道管路近代化推進事業などについては、国庫補助制度がありますのでその活用をお願いしているところあります。なお、国庫補助については、採択基準に満たない事業者もありますので、すべての水道事業者に対して確実な税財源措置を講じるよう国に要望してまいります。

(要望事項)

8 鉛製水管取換工事費に対する補助制度の創設について

利用者が安心して飲める安全でおいしい水の供給を確保していくうえで、人体に有害な鉛が溶け出す鉛製水管・水道メーター器の取換工事は、水質基準の強化とも相まって早急に実施する必要がある重要な事業です。

しかしながら、財政基盤の脆弱な水道企業体にとって取換工事費の嵩上げは大きな負担となるので、鉛管等の取換えに係る補助制度の創設を再度要望します。

<措置状況> (保健福祉部)

ご要望の点について、県において制度化することは厳しい財政状況から困難ですが、鉛製の導水管、送水管、配水管の更新事業については、国庫補助制度がありますのでその活用をお願いしているところあります。なお、国庫補助については、採択基準に満たない事業者もありますので、すべての水道事業者に対して確実な税財源措置を講じるよう国に要望してまいります。

6 都市基盤整備の推進

(要望事項)

1 公共用地取得対策の制度拡充について

公共事業に伴う用地取得について、次の事項を国へ強力に働きかけるよう要望します。

(1) 公共用地提供者に対する長期譲渡所得の特別控除の復活と控除額の引上げ

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の点については、今後とも国に要望してまいります。

(要望事項)

(2) 収用事業に係る公共用地の代替地に対する譲渡取得の特別控除額の引上げと税率の軽減

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の点については、今後とも国に要望してまいります。

(要望事項)

(3) 相続税の納税猶予制度の適用を受けている農地の公共用地への提供について、特例措置による納税の免除

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の点については、今後とも国に要望してまいります。

(要望事項)

2 道路の整備促進について

県内各地域を通る都市計画道路が計画され、順次整備されていますが、未だ未整備箇所も多く、地域の交通渋滞を招くとともに、地域生活道路に通過車両が入り込むなど、良好な生活環境が脅かされています。道路整備の促進によって交通渋滞の緩和や計り知れない経済効果が期待されるので、早期にさがみ縦貫道路等の都市計画道路（国道及び県道）の整備を促進するよう要望します。

また、幹線道路及び生活道路の新設、改良等、整備の促進を要望します。

<措置状況> (県土整備部)

道路の整備については、地域の実情を踏まえつつ、緊急性や投資効果等を総合的に勘案して、地元の協力を得ながら推進してまいります。

(要望事項)

3 河川の整備促進について

河川の整備は、災害防止の上からも、また、自然環境保全のためにも急務であるため、改修、復旧事業の拡充等、築堤を含めた河川の整備促進を要望します。

また、河川敷へのごみの不法投棄と枯草火災が続出しているので、管理者として積極的に対処するよう強く要望します。

さらに、中小河川の河口周辺は県が実施した津波沿岸到達予測でも津波による甚大な被害が想定されるので、早急な整備の検討と実施を要望します。

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の点については、今後とも、整備の推進に努めてまいります。

また、河川敷へのゴミの不法投棄と枯草火災対策に対しては、パトロールの実施や防止看板・柵の設置等による未然防止対策と、散乱ゴミの撤去等による原状回復対策を地元の協力を得ながら進めております。

(要望事項)

4 急傾斜地崩壊防止事業の促進について

生活環境の安全を図るために、県では急傾斜地の崩壊防止工事を実施していますが、防災対策上早急な整備が必要なため、より一層の事業促進を図るよう特段の配慮を要望します。

また、町村部には未だ数多くの急傾斜地崩壊危険箇所が存在しているので、住民の安全確保のため、これらの公共事業採択基準の緩和について国へ働きかけるとともに、採択基準に合致しない地区についても早急な調査を要望します。

<措置状況> (県土整備部)

公共事業採択基準の緩和については、今年度も国に対して要望してまいりましたが、今後も機

会あるごとに働きかけてまいります。

また、県単独事業においては、平成9年度より、がけの高さ5m以上・保全人家5戸以上まで工事採択基準を緩和し、危険度が高い所から順次工事を実施しております。

今後も危険度の高い所を優先し、工事を実施してまいります。

7 教育振興対策の推進

(要望事項)

1 義務教育の水準確保とその財源保障について

そもそも義務教育は、国民として共通に身につけるべき基礎的資質を培うものであり、次世代の国民育成の基盤です。したがって、全国一律に等しく良質の義務教育を子どもたちに提供する責務を国は負っています。

義務教育の機会均等、教育水準の確保のために、国が積極的に責務を果たすとともに、義務教育費国庫負担制度の見直しにあたっては、国から地方へ十分かつ確実な税財源移譲を行い、地方への負担転嫁とならないよう財源保障を行うことを国に働きかけるよう要望します。

<措置状況> (教育局)

平成17年11月30日に政府・与党から示された「三位一体の改革について」では、義務教育制度については、「その根幹を維持し、義務教育費国庫負担制度を堅持する。その方針の下、費用負担について、小中学校を通じて国庫負担の割合は3分の1とし、8,500億円程度の減額及び税源移譲を確実に実施する。」こととされました。

県では、平成19年7月に国に対して、義務教育費国庫負担制度の見直しに当たっては、国から地方への単なる負担転嫁とならないように、また、現行の義務教育費国庫負担制度のもとでは、対象範囲を堅持するよう要望しているところであります。

今後は、義務教育における地方の裁量権の拡大とともに、義務教育における水準の維持、向上に必要な財源が確実に保障されるよう、また、現行の国庫負担対象範囲が引き続き堅持されるよう、国に働きかけてまいりたいと考えております。

(要望事項)

2 幼、小、中学校の安全な環境の確立について

学校施設内への不審者の侵入や、登下校時における事件等が全国各地で多発している中、学校の安全な環境を確立することは、子どもたちが安心して授業に集中し、学力向上にも貢献できるものと思われます。

現在は、各市町村がそれぞれ防犯対策を講じていますが、どこまでが十分な対策であるか苦慮している状況です。

このため、幼・小・中学校の安全対策の具体的かつ統一的な基準のもとで実施が可能なシステムづくりと、これを実施するための財政支援を国に働きかけるよう要望します。

<措置状況> (教育局)

県教育委員会では、各学校で地域の実情に応じたマニュアルを作成してもらうために、平成17年3月「学校の安全管理マニュアル作成のための手引き」を作成し、県内のすべての公立学校に配布をしております。

また、市町村を対象に実施している国の委嘱事業「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」

については、市町村の希望に応じ、平成20年度も引き続き実施する予定です。

なお、安全対策の統一的な基準、システムづくりとそのための国への財政的支援の働きかけについては、各地域でそれぞれ状況が異なることから難しい面もあるものと捉えており、それぞれの地域における実効性のある取組みが最も重要であると考えております。

(要望事項)

3 校舎、体育館等耐震化事業の推進について

町村では、耐震性の劣る小・中学校の校舎及び体育館を順次整備する計画を立て、その整備を進めています。

ところが、平成18年2月に、突然、従来の補助金制度が交付金化される旨の連絡があり、しかも、その交付金額は当初計画で補助金として予定をしていた金額の半分程度ということでした。このため、今後の整備計画の推進に大きな支障をきたしています。

子どもたちの安全を守るための事業であるので、計画どおり施工できるよう制度の改正を要望します。

<措置状況> (教育局)

安全・安心な学校づくり交付金は、平成18年度から国が従来の公立学校等施設整備費補助金に替わって創設したものです。

当該交付金の算定方法ですが、従来の補助金の算定方法である事業に要する経費に事業ごとの補助率を乗じた額の合計と、事業ごとに定められた単価と改修等を行う面積を乗じた額に事業ごとの算定率を乗じた額の合計を比較して、いずれか少ない額を採用するものです。

交付金の算定方法による額が従来の補助金の算定方法による額を下回るとは限らず、実際の事業においては、交付金の算定方法による額が従来の補助金の算定方法による額を上回る場合があり、その際には、従来の補助金の額が交付額となっております。

安全・安心な学校づくり交付金には、従来の補助金にはなかった、交付金の範囲内で流用ができること等のメリットがあり、また、交付額が必ずしも従来の補助金額を下回るものではないこと等から、当該交付金制度の改正は難しいものと考えております。

(要望事項)

4 私立幼稚園就園奨励費補助額の引上げについて

私立幼稚園就園奨励費補助金は、私立幼稚園へ幼児を通園させる保護者の経済的負担を軽減するための制度として活用されており、国庫補助限度額の範囲内で実施される私立幼稚園就園奨励事業に必要な事業費に対し、3分の1以内が国庫から補助されることとなっています。この国庫補助額を出来る限り3分の1に近づけるよう、国への働きかけを要望します。

<措置状況> (教育局)

幼稚園就園奨励費補助金は、補助制度の目的が十分に達成できるよう充実が図られることが必要であると考えており、この点について、全国都道府県教育委員長協議会・全国都道府県教育長協議会を通じて、国に要望しているところであります。

(要望事項)

5 少人数学級編制の実現について

国の学級編制基準見直しの動きが伝えられていますが、児童生徒指導上の課題や学習指導要領

の趣旨の確実な実現に向けて、引き続き学級編制基準の引下げを国に働きかけるよう要望します。併せて全国的な少人数学級編制への取組みを踏まえて、県として少人数授業や少人数学級編制の実現に向けた対応を引き続き要望します。

＜措置状況＞（教育局）

少人数教育の一層の充実や新たな教育課題への対応等のために、学級編制の弾力的運用及び必要な財源措置を全国都道府県教育委員会連合会を通じて国へ要望しております。

学級編制については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、40人を基本としておりますが、平成16年度から市町村教育委員会と連携し、研究指定校という形で小学校第1学年を対象に一部の学校において35人学級編制を行っております。

また、平成17年度は、引き続き小学校第1学年を対象とともに、前年度の研究指定校については、少人数学級で指導されてきた1年生が第2学年進級時に、同じ学級規模で指導が受けられるよう対象を拡大しました。

平成18年度は、前年度の措置を継続するとともに、小学校第2学年においては前年度の研究指定校以外でも第2学年進級時に学級減となる場合を新たに対象としております。

平成19年度については、中学校第1学年への拡大等を行っております。

平成20年度については、児童・生徒の実態に応じた、よりきめ細やかな指導の必要性や市町村等からの要望を踏まえ、対象学年を小・中学校とも全学年に拡大する予定です。

（要望事項）

6 教育指導体制の充実について

(1) 県単独措置としての充て指導主事については、県と市町村の役割分担などの観点から、小規模町村では、教育有資格者の採用という問題や財政状況等を踏まえると、独自での配置は現実的に困難である。学校現場に精通した指導力によって学校教育事業の充実が図られ、大きな成果となって表われていることからも、引き続き町村分への当該制度を継続すること。

＜措置状況＞（教育局）

市町村教育委員会の充て指導主事については、当該市町村教育委員会が配置することとなっておりますが、県では、国からの定数のほかに、県単予算で児童・生徒指導の充実のため、各市町村の実情に応じて充て指導主事を配置してきたところであります。

町村分については、現在の厳しい財政状況の下ではありますが、20年度は前年度と同様の配置を予定しております。今後については、国の充て指導主事の定数の削減動向を注視しつつ、対応を検討していきたいと考えております。

（要望事項）

(2) スクールカウンセラーは、中学校の保護者を中心に、児童生徒、教職員の相談をはじめ不登校の児童生徒宅への家庭訪問、発達障害のある児童生徒への対応、エンカウンターの実施、教職員研修と幅広く活動し、不登校問題から非行への対応、人間関係の構築等、多岐に渡り効果をあげつつある一方で、小学校では発達障害等による授業離脱、集団不適応など課題も多く、保護者・児童生徒・教職員から専門職の支援を望む声が多く寄せられる等、スクールカウンセラー配置の需要が高まっている中、依然として、活動時間が足りずケースに対応しきれない状況が生じているので、小学校にも中学校同様、専属のスクールカウンセラーを派遣すること。

また、旧SSNによる心の教室相談員は、生徒にとって年齢の近い相談相手として、教職員にとっては生徒の悩みを知るパイプ役として、活動が期待されているが、今年度より児童生徒自立支援事業の対象外となり、市町村単独での負担となっている。

これまでの実績を踏まえ、心の教室相談員の中学校全校配置に向けた本事業の拡充すること。

<措置状況>（教育局）

国のスクールカウンセラー活用事業については、国庫補助率が突然2分の1から3分の1に引下げられましたが、その不足分を県の一般財源で措置し、中学校全校への8時間配置を維持することとしましたので、平成20年度は小学校への単独配置はできません。

なお、国へは「平成20年度国の施策・制度・予算に関する提案・要望」において、スクールカウンセラーの安定的な配置を行うため、スクールカウンセラーを学校職員として位置付け、標準法において算定することを要望いたしましたが、今後も引き続き、機会を捉えて強く要望してまいります。

また、「心の教室相談員」については、国の「問題を抱える子ども等の自立支援事業」の中で実施することが可能です。

(要望事項)

7 特別支援教育の推進に係る体制整備について

障害のある児童生徒の教育については、平成15年3月に特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議が取りまとめた「今後の特別支援教育の在り方について」において、従来の「特殊教育」から、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒も含め、一人ひとりに適切な教育的支援を行なう「特別支援教育」への転換を図るとともに、その推進体制の整備が提言されましたが、現状においては、通級学級開設基準人数の引下げや教員の加配等もないことから、特別支援教育推進体制の整備が大変難しい状況にあります。

障害のある児童生徒の教育の充実を図るうえで、支援体制の整備に係る人的、財政的な措置を国に働きかけるよう要望するとともに、県においても人的、財政的支援策を講じるよう要望します。

また、児童が各地域で適切な教育が受けられるよう、各市町村の状況等をふめ通級指導教室の開設のための基準人数枠の引下げによる単独配置や現「ことばの教室」への1名の教員が加配されるよう要望します。

<措置状況>（教育局）

通級指導教室の開設に当たっては、特に児童・生徒数の基準は県としては設定しておりません。

通級指導学級担当教員については、該当児童・生徒10人に対して担当教員1人という、国の基準に基づいて、定数措置しております。

さらなる教員の加配措置は、新たに県単予算が必要となることから、県の厳しい財政状況のもとでは困難であります。

国への要望につきましては、全国都道府県教育委員長協議会・全国都道府県教育長協議会を通じて、必要な措置を講ずるよう要望しております。

(要望事項)

8 社会教育施設（公民館）の整備に対する補助制度の新設について

国は平成9年に「必要な施設は十分に普及している。」という理由で施設整備補助金が廃止されました。しかし、社会教育法第35条では、「公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助する」ことになっています。社会教育、生涯学習の推進が叫ばれている今日、社会教育施設は、団塊の世代が定年を迎える公民館機能の充実が増していることから施設整備が大変重要になっていますので、国へ施設整備に関する補助制度の新設を強く働きかけるよう要望します。

<措置状況>（教育局）

社会教育施設（公民館）整備に対する県の財政的支援については、「市町村振興メニュー事業補助金」の中の「生涯学習施設整備事業」により対応を図っているところです。

国に対しては、全国都道府県教育委員長協議会及び全国都道府県教育長協議会の「国の施策並びに予算に関する要望」をとおして、生涯学習及び社会教育の振興・充実について働きかけております。

（要望事項）

9 学校図書館の図書整備の促進について

「子どもの読書活動の推進に関する法律」による学校図書館の整備は交付税措置となっているため、不交付団体には適用されないことから十分な対応ができないので、国の責任としてすべての市町村に対して一律に整備の促進が図られるよう特別の財源措置をするよう要望します。

<措置状況>（教育局）

国の「公立義務教育諸学校における学校図書館の図書の購入に要する経費の地方財政措置について」（通知）を受け、各学校を所管する市町村教育委員会に対し、図書の計画的な整備を図るよう、引き続き働きかけるとともに、国の動向にも注視しつつ、対応を検討してまいりたいと考えております。

III 地域要望

1 三浦半島地域

(要望事項)

(1) 「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げについて

葉山町及び逗子市に存する「二子山地区」は、三浦半島の骨格的な緑地を形成する「逗子・葉山近郊緑地保全区域」に位置しており、良好な自然環境を有しています。

当該地区は、現在、県が中心となって推進している「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」において「国営公園連携地区」と位置づけられていますが、このうち特に良好な自然環境を有する地域については「近郊緑地特別保全地区」に指定し、保全することが適切であること、あわせて国営公園と一体となった広域的な緑地の保全のため、県の所管部局と連携し、緑の保全と活用について積極的な取組を進める旨の回答を期成同盟会から受けており、このため葉山町としても町の緑の基本計画の改定を平成17年度に行い、「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げ指定を位置付けたところです。

今後、指定区域の検討作業、関係機関との調整等、具体的な指定作業を推進するよう要望します。

<措置状況>（環境農政部）

平成18年3月に策定した「神奈川みどり計画」においても、二子山地区を国営公園連携地区として保全を図ることとしております。

今後、国営公園の指定に向けた進捗状況を踏まえ、関係機関との調整等を進めてまいります。

2 湘南地域

(要望事項)

(1) (仮称)湘南台寒川線の整備推進について

(仮称)湘南台寒川線は、藤沢市の湘南台方面と寒川町の北部地域を結ぶ東西幹線道路で、両地域を連絡するとともに、現在相模川沿いに計画されていて鋭意整備工事が進められている自動車専用道路「さがみ縦貫道路」へのアクセス道路として、県の「かながわ交通計画」に位置付けられている道路です。

さらに、当該道路は、現在県並びに関係市町で進めている東海道新幹線新駅誘致に伴うツインシティのまちづくりにも密接に関わる道路であり、まさに広域的な交流連携に大きく貢献する道路です。

当該道路につきましては、現在、寒川町においてルートに対する関係機関との調整を行い、早期の都市計画決定を目指しているところですが、当該道路の位置付け等を考慮し、整備につきましては、県にお願いしたいと考えています。

つきましては、当該道路の機能等に特段のご理解をいただき、早期整備に向けた積極的な取組を引き続き要望します。

<措置状況>（県土整備部）

(仮称)湘南台寒川線については、都市計画決定に向けて、地元市町が主体となって、ルート

・構造等の検討や調整が行われているところであります。

こうした取組みの進捗を見ながら、整備主体や、整備手法などについて、市町と調整を行ってまいります。

(要望事項)

(2) 西湘バイパス下り線ランプの設置及び無料化について

西湘バイパス下り線ランプの設置については、構造的課題や相当数の用地確保など困難な問題があると認識していますが、国道1号の混雑緩和及び交通体系網の整備の観点から、橋インター下り線ランプを視野に入れた整備を引き続き中日本高速道路株式会社へ働きかけるよう要望します。

さらに西湘バイパスは、二宮インターから東側が国道1号のバイパスと位置付けられているため通行料が無料扱いとなっていますが、下り線は二宮インターに下りランプがないため下りることが出来ず、料金所を通過して国府津インターまで走らなければならないのが現状となっています。

また、この地域の国道1号は慢性的な交通渋滞を引き起こしています。このことが原因となって、国道1号を走る路線バスの定期運行が難しくなってきており乗降客が減り、路線バス等の規制緩和とあいまって路線バスの廃止に拍車をかける要因にもなっています。そこで、国道1号の渋滞緩和など円滑な交通確保のため、西湘バイパスの通行料を朝夕の通勤時間だけでも無料にしていただきたいと願っています。

つきましては、実情を理解いただき、早期の対策を講じるよう中日本高速道路株式会社への働きかけを引き続き要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の西湘バイパス橋インター下り線ランプの設置及び無料化については、中日本高速道路株式会社より、現地の状況や事業計画の観点から早急な対応は困難であると聞いておりますが、国道1号の混雑緩和及び交通網の整備の観点から、要望の趣旨を中日本高速道路株式会社に伝えています。

(要望事項)

(3) 小田原・厚木道路二宮インターの改良・新規インターチェンジの設置について

国道小田原厚木道路に設置されている二宮インターは、近年の交通車両の増大と車両の大型化に伴ってインター及びその周辺で危険な状態が続いている。その主な原因是、インターの加減速車線が短く近接していること、インターへの出入りが町道を取り込んだ構造になっていること、国道小田原厚木道路トンネルと二宮トンネルが近接し屈折した構造となっていることなどと考えられます。

周辺市町の都市化に伴って交通車両が増大していることや、さらに当該地と近接する小田原市や中井町では大規模開発計画が予定されていることなどから、ますます交通量の増加が予測される事態です。

つきましては、これらのこと考慮され、国道小田原厚木道路二宮インターの構造的改良、また、二次的には周辺地域も含めた全体的な交通体系の観点から、交通車両が円滑に走行できるよう新規インターを設置するなどの措置を講ずるよう中日本高速道路株式会社への働きかけを要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の小田原厚木道路の二宮インターの改良、及び、新規インターの設置については、その趣旨を中日本高速道路株式会社に伝えてまいります。

（要望事項）

（4）葛川河川改修促進について

水系の県管理河川は、県の重点整備河川として改修工事が継続的に進められているところですが、流域の宅地化等に伴い土地利用の状況が変化し、加えて河川の狭小あるいは未整備により近年たびたび葛川と不動川で溢水が起きており、さらに河口付近では降雨時の溢水と地震の津波による被害が懸念されています。また、葛川では隣接する県道秦野二宮線の道路改良工事計画に伴い道路排水能力が向上する見込みもあり、この道路排水の受け皿になる葛川の河川改修は急務となっています。

一方、環境的な面から河川の清流を取り戻そうという民間レベルの活動も活発化してきており、行政としての関わり方も非常に多様なものとなってきています。

つきましては、河川の改修については、親水護岸等の環境整備に配慮した改修事業の一層の促進及び県の砂防指定区間未改修部分の早期整備について特段の配慮を要望します。また、葛川整備計画を推進されるにあたっては、関係町の意向が十分に反映されたものとなるよう要望します。

また、西谷戸橋南側より葛川橋上流側約200m付近までは、既に遊歩道として整備されていますが、これより下流側についても「水と緑豊かな環境整備」を目的とした遊歩道整備を継続するよう要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の葛川の河川整備については、地元の意向が反映されたものとなるよう、関係町との連絡調整に引き続き努めてまいります。

なお、葛川の砂防指定区間については、改修は既に完了しております。

（要望事項）

（5）旧相模海軍工廠敷地内における危険物への適切な対応について

旧相模海軍工廠敷地内には事業所や住宅が多数存在しており、現在も環境省で土地改変時の環境調査を実施していますが、戦前の国の機関である旧日本軍の危険物については国が責任を持って対応すべきと考えますので、次の措置を講じるよう国への働きかけを要望します。

ア　掘削を伴う土地改変に係わる安全確保の費用は、引き続き国が負担すること。

また、毒ガス弾等の発見に伴う工事遅延等に係わる損害などの補償も国が行うこと。

<措置状況>（安全防災局）

県では、戦前の国の機関である旧日本軍の危険物については、国が責任をもって対応すべきであると考えております、事故発生時における関係省庁の連携した対応や安全対策の推進等について国へ要望しております。

また、毒ガス弾等に関しても、環境調査及び対策に努めるよう国へ要望しているところであります。

(要望事項)

イ ガス弾等による事故が発生した場合の被害者に対する救済制度を、国の責任において確立すること。

<措置状況> (安全防災局)

ご要望の点については、従来から国に要望しているところであり、引き続き、制度の確立を要望してまいります。

3 足柄上地域

(要望事項)

(1) 厚木秦野道路（国道246バイパス）の秦野区間の早期事業化及び周辺道路の整備計画について

国道 246 号は、1市5町（秦野市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町）における重要な幹線道路ですが、特に秦野区間（約 10 km）は恒常的な渋滞が続いていること、地域住民の日常生活や経済活動に多大な影響を及ぼしています。

平成 8 年に都市計画決定がなされた国道 246 号バイパス（厚木秦野道路）の建設事業は、通過交通の円滑化と地域の生活環境の改善、さらには産業・経済の発展に寄与する重要なプロジェクトであり、さらには第二東名とのネットワークの一翼を担う地域高規格道路です。既に厚木市や伊勢原市の一部区間においては建設事業が進められていますが、秦野区間においては事業化が遅れています。

つきましては、1市5町住民の生活利便の向上と産業・経済活動の発展のため、国道 246 号バイパス秦野区間の早期事業化を図るよう、国への特段の働きかけを要望します。

また、第二東名自動車道及び国道 246 号バイパスの事業化に伴い、秦野西インターチェンジ（仮称）以西の円滑な交通確保のため、バイパスの延伸計画及び大井松田インターチェンジへの連絡道路等の周辺整備を県の計画として早急に確立するよう要望します。

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の国道 246号バイパスの秦野市区間については、「（仮称）国道 246号バイパス（秦野地域）整備調整会議」を平成17年度に設立し、国、県、秦野市、中井町が委員となり、早期整備に関する検討・調整を行っております。

平成19年5月に開催した整備調整会議において、秦野市域については、伊勢原西ICより西側へ順次整備を図ることを基本とし、計画の具体化に向けた検討を進めていくという整備方針を取りまとめたところであります。

今後は、この秦野市域の整備方針により、引き続き、この整備調整会議の場において検討を進めるとともに、当該区間の早期事業化と事業の着実な推進について、国に働きかけてまいります。

また、県としては、当面、未事業化区間の事業化及び事業化区間の整備促進が重要であると考えておりますが、秦野西インターチェンジ（仮称）以西の延伸及び大井松田インターチェンジへの連絡道路の計画の要望については、国へ伝えてまいります。

(要望事項)

(2) 都市計画道路和田河原・開成・大井線の全線建設の促進について

都市計画道路和田河原・開成・大井線は、主要地方道小田原山北線と国道 255 号を結ぶ広域

的な幹線道路として重要な役割を担っており、県新総合計画「神奈川力構想」にも位置付けられ、県道怒田開成小田原線から酒匂縦貫道までの区間の酒匂川2号橋の建設が平成18年度から開始されました。

しかしながら、当該道路が建設されることにより、周辺地域の交通渋滞の解消による利便性の向上、都市防災機能の強化、さらには足柄地域経済の活性化等その効果は多大なものがあり、酒匂川2号橋だけではなく、全線を考えた道路建設が不可欠であります。

つきましては、県施工による全区間の早期建設を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

和田河原・開成・大井線については、県道720号（怒田開成小田原）から、酒匂縦貫道路までの区間を、平成16年度に事業化したところであり、地元のご協力を得ながら、まずは、この区間の事業推進に努めてまいりたいと考えております。

（要望事項）

（3）主要地方道平塚松田線（比奈窪バイパス）の早期供用開始及び既存路線の安全対策の促進について

主要地方道平塚松田線は、中井町を東西に通過する主要県道で、日常はもとより災害時における物資の輸送等にも位置付けられており、防災上も大変重要な道路です。

現在、（通称）比奈窪バイパスにおいては、早期の供用開始に向けた事業促進に努めていただき、地権者の一部においては用地の協力が得られるなど、完成に向けた県当局の一方ならぬ努力に感謝しています。

この道路は、将来の「まちづくり」に、中井町としても重要な路線であり、未供用区間と交差する交差点での交通事故も多発するなど、多くの町民から一日も早い完成を求める意見等があるところであります、県当局とも連絡調整を密にしながら支援協力をていきますので、早期完成に向けた特段の取組を要望します。

また、井ノ口交差点から平塚境には、道路幅員の狭小区間や歩道未整備区間もあり、大型車両の通過も多いことから、安全・安心な道路環境の整備と災害時の輸送路確保のため、歩行者等への安全対策についても、早急な事業化を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の県道77号（平塚松田）の比奈窪地区については、既に事業着手しております、今後とも地元のご協力を得ながら事業推進に努めてまいります。

また、歩行者等の安全対策については、今後、町や地元関係者との調整を進めながら検討してまいります。

（要望事項）

（4）県道711号（小田原松田線）の信号機増設について

県道711号（小田原松田線）の大井町区間における信号機につきましては、現在、要望箇所7交差点のうち4交差点につきまして設置がされ、交差点部の安全確保が図られています。

しかしながら、残りの3箇所につきましては、公共施設や多くの農地が存在し、日常的に道路横断がされていることなどによる安全性の確保が重要な課題となっています。

また、平成16年度に、当該道路沿線の土地利用等の向上を図るため、要望する交差点区間と平行する町道が整備され、更に、平成19年度にはその周辺の町道の整備も完成予定となってお

り、その交差点の安全性に対する要望が高まっています。

つきましては、経済活動や日常生活の円滑化を図るためにも、当該道路の交通量も年々増加している状況を考慮していただき、早期の信号機の設置を要望します。

＜措置状況＞（警察本部）

信号機等の交通安全施設の整備については、交通の安全と円滑を図るため、交通事故の発生状況、道路構造、交通環境、沿道環境等現場の道路交通の状況等や地域住民、議会、関係行政機関、その他道路利用者の要望・意見を総合的に検討し、県下全体の必要性を判断する中で順次整備しております。

ご要望の県道711号（小田原松田）への信号機の新設については、要望のあった7交差点のうち4交差点に交通の安全と円滑を図るために既に設置しているところであります。

残り3交差点については、今後の交通実態や交通環境の変化により、必要性が高まった段階で、県下全体の状況を勘案し、設置について検討してまいります。

（要望事項）

（5）県道711号（小田原松田線）の歩道設置工事について

県道711号（小田原松田線）歩道設置工事は、小田急線踏切から松田土木事務所までが完了し、地域住民をはじめ通学や通勤客の安全が確保され、魅力ある市街地の形成が着々と進められているところです。

しかしながら、踏切から主要地方道72号（松田国府津線）までの間は、現在狭小幅員で歩道がなく、大型バス等の通行により、降雨時などは歩行が困難な状況です。県においても現況測量を実施して頂いたところですが、歩行者、車両等の安全性を高めるために、早急に歩道整備による改良を図るよう引き続き要望するとともに、松田土木事務所から大井町境までの歩道未整備区間についても整備を推進するよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の小田急線踏切から県道72号交差点までの歩道設置については、今後、地元地権者及び松田町の協力を得ながら検討してまいります。

また、松田土木事務所から大井町境の区間については、既に事業着手しており、今後とも地元のご協力を得ながら事業推進に努めてまいります。

（要望事項）

（6）駅施設整備に対する支援について

JR御殿場線「松田駅」と小田急「新松田駅」の両駅で、通勤・通学を主体として一日平均3万人以上の乗降客を数え、足柄上地区の玄関口としての役割を担っています。

近年、鉄道駅は、社会の急速な高齢化や障害者の自立支援に適切に対応するため、高齢者や障害者が安全かつ身体的負担のない方法で利用できるよう、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に基づく施設整備が求められています。

本来、施設整備は鉄道事業者の責務ですが、県では、民営鉄道駅舎福祉施設整備費補助事業により、鉄道駅舎のエレベーター等の整備を支援する自治体に対し助成措置を講じています。

しかし、財政事情の厳しい中、整備の必要性は認識しているものの、現行の補助内容では整備に応じるのが難しい状況です。

よって、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に

基づく助成事業に対し、補助率の見直しなどの制度の拡充と地域の実情に応じた弾力的な運用を要望します。

また、バリアフリー施設のみならず、駅舎の整備・改良事業に伴う自治体負担を乗降客の利用実態などに応じ、広域的な対応が可能な仕組づくりを要望します。

<措置状況>（県土整備部・保健福祉部）

駅前広場の整備や既成市街地の再整備など、地元の創意工夫を活かし、地域の特性を踏まえた総合的なまちづくりを行うためには、まちづくり交付金制度の活用が有効な手法の一つであると考えられます。

この制度の活用に向け、都市再生整備計画の作成など具体的な検討に当たっては、県としても必要な支援に努めてまいります。

駅舎内のエレベーター整備については、だれもが公共交通機関を安全かつ円滑に利用できるようにするため、民営鉄道事業者が行う鉄道駅舎エレベーター等垂直移動施設整備に対する、市町村の助成経費を間接補助しております。

松田駅については、バリアフリー新法の移動等円滑化の目標である鉄道駅に該当するため、県としても優先整備駅と位置付け、補助対象経費の上限内において、必要な支援をしてまいります。

（要望事項）

（7）二級河川藤沢川における河川改修の促進について

二級河川藤沢川の改修については、既に中村川の合流点より1,140m余の区間は完成をしていますが、地域住民の生命・財産を守り、地域住民が安心して暮らせる環境整備を目指しており、引き続き改修工事を進めるよう要望します。

県では、平成18年3月には、上流部からの事業化について地域住民への説明会が行われましたが、具体的な整備期間は示されていません。その後、平成19年1月には計画地の護岸崩落事故が起こるなど、大雨による河川増水での護岸崩落が起きておおかしくない状況にあります。

つきましては、早急な事業着手をお願いするとともに、下流側にある天王橋までの継続的な整備を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

藤沢川の改修については、下流の中村川合流点から寺ノ下橋までの1,140m区間を、昭和52年より河川局部改良工事として国の認可を受けて実施し、平成13年度に完了しております。

また、河床整理については、必要により実施していきたいと考えております。

ご要望の藤沢川の上流部の改修については、今後、町の事業とも整合を図りながら検討してまいります。

（要望事項）

（8）東名高速道路秦野中井インターチェンジ周辺における都市的土地区画整理事業について

東名高速道路は、日本経済を支える大動脈です。中井町では、昭和56年に開設された東名秦野中井インターチェンジを活かし、「グリーンテクなかい」などの都市的土地区画整理事業を進めてきたところで、これからもインターを活用した「まちづくり」は大変重要な施策です。

県の「かながわ都市マスター・プラン」における都市づくりの推進では、「インターチェンジ周辺などにおける計画的な産業・物流機能等の誘導策」が、施策形成の方針としてされていま

す。

地域の活性化と県土の均衡ある発展のため、秦野中井インターインター東側の都市的土地区画整理事業を、商業機能を主体とした土地利用を図っていくことで、中井町と秦野市で協議を進めています。

つきましては、この地区における都市的土地区画整理事業を推進するにあたって、県の多方面からの支援をお願いするとともに、県における各種施策への位置付けを併せて要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

中井町が、今後、当地区におけるインターインター東側の都市的土地区画整理事業を活用した「まちづくり」を行っていくに当たって、県としては、中井町の産業の動向、目指すべき地区の将来像、地元との調整状況等をよく伺ったうえで、農政部局とも協議しながら、必要に応じて調整を行ってまいります。

（要望事項）

（9）元ハイツ＆ヴィラなかがわの土地活用について

ハイツ＆ヴィラなかがわについては、建物の老朽化等による耐震不足とその補強に多額の費用がかかるとのことから平成18年3月をもって廃止となりました。

この跡地活用については、利活用の検討会が開催され議論がされていますし、また今後、企業誘致促進協議会と協力しながら跡地活用についてPRを図っていくなど、県としても積極的に取組んで頂いていることは理解しますが、一向に具体化する方策が見えてこないのが現状であることも事実です。

つきましては、同施設跡地は重要な資源であると考えており、廃止された同施設の現況が、中川温泉玄関口に位置するという観光面や地域の防災面への影響などを考慮し、速やかな除却が望まれると考えているところです。

また、県において県有地である同施設の跡地の利活用について方策を立てるよう要望します。

＜措置状況＞（商工労働部・総務部）

元ハイツ＆ヴィラなかがわ跡地の利活用については、山北町の利活用計画を県が支援することを前提として、県関係機関及び山北町で構成した「ハイツ＆ヴィラなかがわの有効活用検討会議」における民間事業者を誘致して事業展開を図ってもらうとの検討結果を踏まえ、県企業誘致促進協議会なども活用して、要望にもありますように民間企業等に積極的に働きかけをしているところであります。

また、施設の除却については、建物の再利用の可能性、民間企業等の利用計画や山北町における利活用の検討結果なども見定めたうえで判断してまいります。

（要望事項）

（10）山北簡易保険レクリエーションセンター建設設計画跡地の土地活用について

山北簡易保険レクリエーションセンター建設設計画については、日本郵政公社からの建設設計画中止を平成18年1月に県・山北町ともに正式に了承し、日本郵政公社が民営化される本年10月前を目途に、建設設計画中止に伴う諸問題を解決すべく、県・山北町・日本郵政公社の3者による協議会が設置されました。

その協議会において、日本郵政公社より山北町が簡保レクセンター建設に係り投資した事業費に対し一定の解決金を支払うことと、計画地については山北町（町土地開発公社）が買い戻すことで合意がされました。

今後、簡保レクセンター建設計画跡地について、隣接する都市公園や大野山牧場と一体となった利用計画を検討することになりますが、県においても、これまでの計画を踏まえ、跡地活用に関する支援策を講じていただくよう要望します。

<措置状況>（企画部）

今後の山北簡易保険レクリエーションセンター建設計画跡地の土地活用については、山北町において、今後の具体的な土地利用計画等について十分検討のうえ、ご相談いただければと考えております。

なお、市町村が土地利用に関する計画、施策決定を円滑に行えるよう支援するため、平成19年6月から土地水資源対策課に市町村土地利用総合相談窓口を設置しております。

(要望事項)

(11) 介護予防事業における地域リハビリテーションに係わる専門職員の派遣について

足柄上郡の地域では、平成8年度策定の「かながわ高齢者保健福祉計画」に基づく「地域リハビリテーション人材共同確保システム」として、県の人材供給機関である社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団から、専門職の派遣を受けて事業（機能訓練会）を実施してきました。

しかしながら、国の「地域リハ推進事業実施要綱」が「地域リハ推進の指針」と変更になったことなどから、市町村の役割は更に高まっているなか、専門職の派遣は平成21年度末で廃止されることになりました。

今後、介護予防事業を進めていく中で、地域リハビリテーションの役割は更に重要になりますが、足柄上郡の各町においては専門職の確保は困難な状況にありますので、事業の継続又は新規事業として人材派遣事業の創設を要望します。

<措置状況>（保健福祉部）

現在、理学療法士を市町村に派遣している「地域リハ人材共同確保事業」は、社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団(以下「リハ事業団」という。)が、市町村からの委託を受けて実施している事業です。

リハ事業団では、平成18年3月に策定した「新経営計画」において、「総合性・高度専門性の發揮」、「効果的・効率的な運営」などを今後の運営に当たっての基本方針とし、この事業についても、必要性を検証し、見直しを行った結果、平成21年度までに段階的に廃止することとしたものです。

なお、県としては、今後とも地域で生活する障害者や高齢者に対して、適切なリハビリテーションサービスが受けられるようリハ事業団としてどう取り組んでいくか、市町村と連携して検討を進めてまいりたいと考えております。

介護予防事業については、地域支援事業の一環として、各市町村がそれぞれの地域の実情に応じて実施すべきものであることから、当該事業の継続や新規事業として人材派遣事業の創設は困難であります。

(要望事項)

(12) 県立足柄上病院における産科医等の確保並びに助産師活用による分娩取扱い数について

国の臨床研修医制度が始まり、医師免許取得後の病院での現場実習が義務化されたことなどにより、大学病院で医師不足が生じたため、関連病院へ医師派遣ができない状況にあり、県立

足柄上病院以外に産科医療機関がない足柄上地区にとっては、重大な問題となっています。

現在、県立足柄上病院においては、産科医師の確保難から分娩取扱い数は月10件から従前のおよそ1／6に減少しています。

このような状況の中、地域住民が安心して妊娠・出産・育児ができる体制整備は、県の責務であると考えますので、早急に産科医確保の対策を講じるよう要望します。

また、分娩取扱い数を増やすため、産科医師との連携・役割分担を踏まえたなかで、助産師外来や院内助産所などの助産師がもつ専門知識や能力等の積極的な活用が図られれば、産科医師の負担軽減にも繋がるので、早急にその活用に向けた体制整備を要望します。

<措置状況> (病院局)

足柄上病院の産科については、平成19年4月から常勤医師を1名から2名に増員し、この新たな体制のもと分娩の受入れ件数を増加させております。依然として、産科医師の確保が困難な状況下にはありますが、今後も引き続き募集活動を継続して産科医師の確保を図り、受入れ件数の拡大に向けて努力してまいります。

産科医療における助産師の活用については、出産前の妊婦検診や保健指導から出産後の母乳育児や乳児検診、育児指導など、妊娠から出産後までの一貫したフォローを、既に助産師外来（毎週火曜日）や母乳育児外来（毎週木曜日）として助産師が行っており、妊婦さん等からも高い評価を得ていますので、一層の充実を図ってまいりたいと考えています。

また、院内助産所については、分娩の際の不測の事態に対応するため、産科医師と助産師との連携や役割等の明確化を図るとともに、助産師の研修や分娩の経験を積ませるなど、受け入れ体制の充実に努めてまいります。

(要望事項)

(13) 小田急開成駅前への交番設置について

小田急線開成駅は、開成町のみならず南足柄市を始め大井町、松田町、山北町等近隣市町から年間200万人以上の乗降客が利用する駅となっています。また、駅周辺は高層マンションや戸建住宅の建設、大型スーパーの開店などの開発が急速に進み、依然として急速な人口の伸びを示しています。

駅利用者の増加に伴い、駅周辺での痴漢や乗り物盗等の犯罪が増加したため、平成8年度には警察官が立ち寄れるよう開成駅前連絡所を設置し、平成10年度には地元住民や開成駅利用者から交番設置要望の署名が8千人分も集まり、嘆願書が提出されました。

また、平成15年度に民間ボランティア団体である「安全サポーター」が発足し、自主的に駅周辺のパトロール等を行い、安全確保を図っているところです。

今後も人口増に伴う駅利用者の増加による様々な犯罪等の増加が予想されることから、住民の安全と治安の維持のため、早急に開成駅前への交番設置を要望します。

なお、交番が設置されるまでの間、駅周辺の安全確保のため、これまで同様に警察官の立ち寄りを継続していただくとともに、連絡所への警察官OBの駐留を要望します。

<措置状況> (警察本部)

交番の設置については、設置要望地区における犯罪及び交通事故の発生状況、行政区・面積・人口等の実態、都市の形態、道路・鉄道の整備状況等のほか、隣接交番・駐在所等との位置関係、交番用地の確保状況、警察官の確保等を総合的に勘案しながら検討しております。

開成駅前地区は、吉田島駐在所が管轄しており、現状の交番や駐在所の配置状況を踏まえ、上

記事項を検討しますと、現時点では交番の設置は困難な状況であります。

今後とも、同地区の開発状況及び治安情勢の推移等を見ながら検討してまいりますが、当面は、今ある交番を充実して交番機能をより強化することにより、治安に間隙が生じないよう努めてまいります。また、交番やパトカー勤務員等の立寄りにより同地区への警戒力を強化していきます。

なお、交番の設置については、スクラップ・アンド・ビルトを原則として考えております。

4 足柄下地域

(要望事項)

(1) 神奈川県土地利用調整条例の地域の特性に応じた改正等について

神奈川県土地利用調整条例では、1ha以上の大規模開発に関して知事への協議を義務付け、非線引き白地地域等における建築物系の開発行為については、経過措置として当分の間、対象面積を3,000m²以上に引き下げて運用していただいており、その効果もあって、県西地域においては開発行為が抑制され、秩序ある土地利用が図ることができます。

しかしながら、仮に対象面積の経過措置が廃止された場合、この条例による土地利用の調整システムと各種許認可権を有する県と個別町村とでは、当然ながら開発という外圧に適応する能力の差は大きく、町単独で同様の効果を持続することは非常に困難であると考えます。

神奈川力構想・地域計画においても、西湘地区の将来像を「いきいき観光交流都市・西湘～豊かな自然、歴史や文化が支える“やすらぎと活力あふれるまち・西湘”をめざして」と位置付けており、県土の求める各地域の将来像を補完・誘導するためにも、地域の特性に応じて「開発区域の面積」を区分するなど、条例を改正するよう要望します。

また、「1ha未満の開発行為に関する指導基準」につきましても、土地利用規制の重要な要素となっていますので、県による継続的な運用を要望します。

<措置状況>（企画部）

土地利用調整条例では、1ha以上の大規模開発に関して知事への協議を義務付けておりますが、非線引き白地地域等における建築物系の開発行為については、経過措置として当分の間、対象面積を3,000m²以上に引下げています。

この条例の趣旨としては、県が広域的な立場から直接に関与すべきものとしては1ha以上の大規模な開発を対象とし、それ未満の開発計画については、個別法令による規制を除き、市町村の考えを尊重して自主的・主体的なまちづくりに委ねることとしていることから、開発区域の面積を区分するなどの条例改正は考えておりません。

なお、経過措置については、ご要望の趣旨を踏まえ、当該町村と十分調整してまいります。

また、「1ha未満の開発行為に関する指導基準」についても、市町村によるまちづくりの主体的な取組みを尊重するとの観点から廃止する方向ですが、意見交換会における市町村からのご意見を踏まえつつ、必要な支援を行ってまいります。

(要望事項)

(2) 就学前障害児童通園施設を併設した神奈川県立小田原養護学校の分教の整備について

現在、湯河原・真鶴地区から県立小田原養護学校に通学している障害児童の保護者から、子供たちの身体的負担を取り除き、快適な学校生活が送られるよう、当該地区に県立小田原養護学校の分教室設置の要望、さらには就学前の児童の保護者からも、分校設置にあわせ、通園施

設の併設の要望が高まっています。

また、県立小田原養護学校の分校ができるまでの間、自立通学できない児童・生徒の保護者は、毎日学校と自宅を2往復していることから、精神的、身体的負担の軽減を図る意味でも、スクールバスへの同乗ができますよう、要望するものです。

新たな養護再編整備検討協議会の「養護学校再編整備の在り方について」の報告の中で、県西地域は2市8町の広域を県立小田原養護学校1校で対応していることから、当該学校の過大規模化のも問題だけでなく、通学負担の解消が急務となっていることが提言されています。

そのため、当該報告書の中では、新たに養護学校1校と分校1校が必要な地域としているため、小田原養護学校分校（湯河原地区）の早期整備を強く要望します。

＜措置状況＞（教育局・保健福祉部）

特別支援学校の再編整備計画については、全県的な児童生徒の増加状況等を勘案しながら、分教室の増設も含め、神奈川力構想・実施計画の中で、整備を進めてまいります。

また、スクールバスについては、義務教育段階の児童生徒及び、肢体不自由教育部門の高等部生徒を乗車対象にすることを原則としております。しかし、知的障害教育部門の高等部生徒については、座席に余裕がある場合のみ、各校の実情に応じて乗車を許可しております。

（要望事項）

（3）西湘バイパス改築工事の再延伸について

国道135号及び真鶴有料道路の渋滞解消・災害時の代替性を考慮して、西湘バイパスの延伸を要望しているものです。平成15年度より専門家を加えた「小田原真鶴間道路整備検討会」を開催し、長期的・技術的対策等の検討をいただいているところですが、早期事業化に向けてなお一層の検討を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

西湘バイパス石橋インターから真鶴道路までの区間の渋滞対策については、かねてより、関係機関とともに検討してきたところであり、平成15年度には、専門家も加えた「小田原真鶴間道路整備検討会」を設立し、バイパス案の具体化に向けた検討を進めています。

これまでの検討により、バイパス整備は、技術的には実現可能であると考えておりますが、環境への影響などについて、引き続き、関係機関とともに議論を深めてまいります。

また、県では、当面の対策として、小田原市片浦地区での交差点改良など、国道135号の現道の改良に取り組んでおります。

こうした取組みを進めつつ、今後、バイパス整備の実現に向け、役割分担などについて、関係機関と協議してまいります。

（要望事項）

（4）南足柄市への連絡道路の新設について

南足柄市と箱根町を連絡する道路については、今年1月、県が事務局となった研究会により検討結果が示されたが、その報告書に記載されている「地下水の利用に対する影響」や「動植物への影響」などについて、両市町の意見を十分反映しながら、改めて県が事務局となって研究会を設け、引き続き検討するよう要望します。

なお、検討を重ねる中で、ルート案の絞込みも図られるよう、また、そのために、道路整備をさらに推進するための調査研究費等の予算措置を講じるよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

南足柄市と箱根町を連絡する道路については、平成18年度に、県及び両市町の関係職員による研究会を設置し、5つのルート案を選定して、課題を整理したところであります。

平成19年9月には、専門知識を有する行政職員も交えて、新たに研究会を設置したところであり、地下水の利用に対する影響や動植物への影響などについて検討を深めていくこととしています。

今後も、関係市町と連携しながら、検討熟度を高めてまいります。

（要望事項）

（5）県道75号（湯河原箱根仙石原線）遊歩道の整備及び狭隘部分の拡幅について

遊歩道整備につきましては、「藤木川遊歩道整備検討部会」に基づき構想ルートの検討をお願いし、基本計画の作成準備を進めているところですが、藤木川の流量等の影響調査により幅員2mの歩道設置可能な区域と不可能な区域の報告を受けていますので、遊歩道設置の実現化に向けての検討を要望します。

また、温泉場地区から箱根方面に向かって奥湯河原の区間に道路の狭い部分があり、大型車両の交互通行ができず、早急に整備が必要であるため、拡幅改良を実施されるよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

遊歩道整備については、「藤木川遊歩道整備検討会」で検討された基本構想ルートを基に、平成19年度に、現地の詳細な河川横断測量等の調査を進め、湯河原町等の関係者と協力し、遊歩道整備の実現に向け、検討を進めてまいります。

なお、狭隘部分の拡幅については、事業の優先度・緊急度を考慮いたしますと、現段階ではご要望に添いかねます。

（要望事項）

（6）広域営農団地農道整備事業小田原湯河原線の整備について

小田原市から真鶴、湯河原両町にまたがる広域的な営農団地内の基幹的農道を整備することにより、農作業、集出荷作業の省力化、流通の合理化及び生活環境の整備を図り、農業振興を中心とした流域の活性化を推進するものです。未採択の2期工事につきましても、早期に採択・実施されるよう強く要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

本事業は道整備交付金により実施されており、ご要望の2期区間についても次期地域再生計画に位置付け、整備を実施することで国と調整を図ってまいります。

（要望事項）

（7）「カヤの木沢」及び「かなまじり沢」の砂防整備について

「カヤの木沢」及び「かなまじり沢」の砂防整備については、平成16年11月4日付で神奈川県知事宛に意見書を提出し、神奈川県議会宛に要望書を提出したところです。

「カヤの木沢」におきましては、カヤの木沢における土石流対策についての方針を決定するための検討会を設立し、検討をいただいているところですが、一日も早い砂防整備事業の実施を要望するとともに、「かなまじり沢」においても既に現況調査測量等を終了しているとのことで、併せて砂防整備事業の実施を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

「カヤの木沢」及び「かなまじり沢」の砂防整備については、既に事業着手しており、今後とも地元のご協力を得ながら事業推進に努めてまいります。

(要望事項)

(8) 地域再生計画に基づく真鶴港の整備促進について

地域再生計画に基づく真鶴港の整備促進について、平成19年度より沖防波堤の新設工事に取りかかり、おおむね10年程度で完成される予定です。真鶴港の安全確保に伴う静隱度の向上、津波被害の軽減、観光及び地場産業の振興に資するため沖防波堤の新設及び港内港湾施設整備について、短期の完成を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

真鶴港の整備については、第2物揚場の改良を平成17年度に着手し、平成18年度に完了しました。沖防波堤は、新規事業として平成19年度から着手できることとなりましたので、全体計画が早期に完成するよう事業進捗に努めてまいります。

(要望事項)

(9) 松くい虫被害対策事業に対する財政措置について

真鶴半島の先端部は、暖帯性の常緑広葉樹林に覆われ、魚つき保安林の指定とともに県立自然公園にも指定された県民の貴重な財産となっていますが、近年、半島の松林が松くい虫により甚大な被害を被っていることから、松くい虫による松枯れから松を守り、将来にわたり真鶴半島の貴重な松林を継承すべく、県と真鶴町が薬剤散布により被害防止に努めてきました。しかし、その一方で薬剤散布による人体や生物、また、海域流出等への影響が懸念されています。このため、今年度から、より安全で環境に配慮した予防方法（樹幹注入）に完全移行し、薬剤散布を廃止することとしました。

つきましては、樹幹注入の完全移行に対する補助を強く要望します。

また、国に対しても継続的な補助金確保に向けた働きかけを要望します。

<措置状況>（環境農政部）

松くい虫等防除事業の実施については、県は市町村と調整しながら、将来的に保全すべき松林を特定し、健全な松林への薬剤注入による予防対策や被害を受けたマツを伐倒して除去するなどの駆除対策を重点的かつ集中的に行っていっているところであります。

県としましても市町村が定める計画等を踏まえ、継続的な松くい虫等防除事業の実施ができるよう、国などに積極的に働きかけ、市町村の実情に応じ、必要な財源の確保に努めてまいります。

(要望事項)

(10)（仮称）貝類博物館の整備に対する財政措置について

真鶴半島は県立自然公園にも指定された県民の貴重な財産となっています。魚つき保安林や自然のまま手付かずの磯もあり、多くの方々の来訪があります。今年度より県の観光施策でもある体験学習型教育旅行の誘致に向け、地域資源を生かした新たな観光ニーズに対応した、観光の魅力づくりに努力しています。

元教育長である故遠藤晴雄氏から故人が所有していた貝殻博物館の貝類標本等約4,500種、5万点の寄贈を受けたことにより、（仮称）貝殻博物館を真鶴半島自然公園内にあるケープ真

鶴内に開設し、学習エリア「体験学習型施設」（美術館・海の学校・（仮称）貝殻博物館）と観光エリア「体験観光型施設」（お林展望公園・ケープ真鶴）を融合させた新たな公園として整備し、地域の活性化を図るもので。よって（仮称）貝殻博物館整備のための助成を強く要望します。

＜措置状況＞（企画部）

県西地域は花と水にちなんだ地域資源が豊かですので、そうした地域の特色を生かし、平成13年度から「花と水の交流圏づくり推進事業」に取り組んでいます。

この事業は、観光・交流スポットや散策路等の整備を進め、それらをネットワーク化させるとともに、地域の統一したイメージを創造・発信することにより、交流人口の増加や回遊性を高めることを目的として進めております。

「（仮称）貝殻博物館整備事業」については、水をキーワードとする、花と水の交流圏づくり事業の趣旨に沿う施設として、予算の範囲内で必要な財政支援をしてまいります。

5 厚木・愛甲地域

（要望事項）

（1）厚木愛甲ブロックごみ広域化処理に対する支援について

厚木市、愛川町及び清川村は、神奈川県ごみ処理広域化計画をふまえ、平成16年4月1日に厚木愛甲環境施設組合を設置し、ごみ処理施設の整備に向け、取組を進めています。

つきましては、今後、本格化する施設整備に際し、諸調査や法定計画等の事業費等に対する財政的支援や、技術職員の派遣等の人的・技術的支援を要望します。

また、「循環型社会形成推進地域計画」を策定し、その承認を受けたところですが、交付金確保のため、指導、助言等積極的な支援を要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

当該地域計画に沿った施設整備に係る交付金等の手続が円滑に進むよう、今後も適時・適切に助言等を行ってまいります。

また、施設整備に係る技術的支援については、「ごみ処理広域化連絡調整会議」等を活用し、廃棄物処理施設に係る技術や事業手法などに係る情報を引き続き提供していくほか、ご要望があれば具体的な事例等についても、助言・支援に努めてまいります。

（要望事項）

（2）重症心身障害児施設のショートステイ事業の拡大について

在宅の重症心身障害児は、家族（保護者）の入院等により一時的に介護が受けられるようになりますことや、介護者等の休養（レスパイト）のためショートステイを利用して在宅生活の継続を図っていくことが必要不可欠となっています。

県央地区では、神奈川県立七沢療育園が地域保健福祉の支援拠点施設となっていますが、ショートステイを利用できる病床数が1床のみとなっていることから、利用者ニーズに対応できるよう、ショートステイ枠の拡大（病床数の増床）を要望します。

＜措置状況＞（保健福祉部）

障害者自立支援法及び併せて改正された児童福祉法の施行により、従前の定員遵守要件が緩和され、一定の要件で定員を超えて利用予定者を受け入れることが可能となり、柔軟な運用を可能

とすることになりました。

ご要望の七沢療育園については、現在40床のうち39床が長期・中期入所、1床をショートステイとしておりますが、長期・中期入所の空きベッドも活用して受け入れを行っているところであります。

今後とも、重度心身障害児の在宅生活を支援する観点から、長期・中期入所の空きベッドの柔軟な運用に努めてまいります。

なお、緊急性の高い利用ケースについては、円滑な利用が図られるよう、各重症心身障害児施設に協力を依頼しているところであります。

(要望事項)

(3) 柄沢治山事業について

愛川町の柄沢流域については、市街化区域内に位置していることから、沢の上部には住宅が立ち並んでいますが、近年、沢の山腹の崩落が進んでおり、地域住民の生命・財産を脅かしかねない状況となっています。

当該箇所については、傾斜地の多くが保安林指定を受けており、治山事業によって崩壊防止対策を講じることが可能かと思われますので、災害の未然防止のため、治山施設の整備を推進されるよう要望します。

<措置状況> (環境農政部)

ご要望の箇所は、保安林の指定状況を勘案しながら検討してまいります。

6 水源地域

(要望事項)

(1) 企業庁クリーンエネルギー導入等助成事業助成金の実施期間の延長について

標記助成事業については、企業庁が行う電気事業に対する理解と協力を得て円滑な事業推進を図り、もって県民の公共の福祉の増進と電気事業の普及・啓発に寄与するため、平成16年度より発電所等が所在する市町村への助成として開始されました。

平成16年度以降、該当する市町村においては、クリーンエネルギー導入事業については、太陽光発電と風力発電を利用した街灯（ハイブリット街灯）の整備やクリーンエネルギー自動車の導入等、また、教育・研究活動事業については、小中学校に環境教育に係わる備品等の購入や下水道施設見学のバスの借上げ等に活用しており、比較的財政基盤の弱い水源地域の整備に大きく貢献しているところです。

つきましては、今後も同助成事業を活用した整備・環境教育等を実施していくたく、平成21年度までの実施期間を延長するよう要望します。

<措置状況> (企業庁)

今後とも、クリーンエネルギーである水力発電への理解を深めるためには、発電所等の所在する市町村の協力を得ることが不可欠であることから、電気事業を取り巻く経営環境なども勘案するとともに、当該事業の必要性を十分踏まえて、助成事業の実施期間や事業内容等について検討してまいりたいと考えております。

(要望事項)

(2) 河川区域内における廃棄物処理対策について

県内河川における取水堰は、多くの県民への水道水供給の根幹となる重要な水源であり、県民に安全でおいしい水道水を安定的に供給するためにも、取水堰上流域における河川環境の美化など、水質保全に係る取組が必要不可欠となっています。

しかしながら、河川区域内においては、不法投棄が数多く発生していること、また、行楽客によるごみの放置等により、水源環境の悪化が懸念される状況となっています。

町村においては、従来から、河川区域内の不法投棄物や散乱ごみの除去に取り組んできましたが、その事業費が大きな負担となっている現状にあります。

こうした事業については、本来、河川管理者が行うべきものであることから、県におかれましては、取水堰の上流部は全て重要な水源地域であるとの認識に立ち、不法投棄廃棄物の処理及び河川敷の清掃、河川遊客に対する美化意識（河川の流水が県民の飲料水として利用されていること等）の啓発等について、積極的に取り組まれますよう強く要望します。

<措置状況>（県土整備部）

河川敷へのゴミの不法投棄と枯葉火災対策に対しては、パトロールの実施や防止看板・柵の設置等による未然防止対策と、散乱ゴミの撤去等による原状回復対策を地元の協力を得ながら進めています。